

東京都デジタルマッピング図式規程

平成29年2月

目 次

第 1 章	総則	1
第一	通則	1
	(目的)	1
第二	デジタルマッピング表現基準	1
	(投影)	1
	(図郭)	1
	(表現の対象)	1
	(転位の制限)	1
	(線の間断と陰線)	1
	(線の種類)	1
第 2 章	境界	2
第一	通則	2
	(境界)	2
	(所属界)	2
	(境界表示の原則)	2
第二	境界線記号の表示の特例	2
	(境界が線状地物の一縁と合一する場合)	2
	(境界が線状地物の内部にある場合)	2
	(境界が他の地物等と交差する場合)	3
	(海部等の境界)	3
	(島等の所属を示す境界)	3
	(未定境界)	3
第 3 章	道路等	3
第一	通則	3
	(道路等)	3
	(道路の表示方法)	3
第二	道路の種類	3
	(真幅道路・高速道路)	3
	(徒歩道)	3
	(庭園路)	3
	(建設中の道路)	4
第三	道路に付属する施設等	4
	(道路橋・徒橋)	4
	(道路の高架部)	4

(道路の交差部)	4
(横断歩道橋)	4
(歩道)	4
(石段)	4
(地下街・地下鉄等出入口)	4
(道路のトンネル)	4
(道路の分離帯)	4
(道路の雪覆い等)	5
(並木)	5
 第4章 鉄道等	5
第一 通則	5
(鉄道等)	5
(鉄道の表示区分)	5
(鉄道等の記号の表示の原則)	5
第二 普通鉄道、路面の鉄道、モノレール、特殊軌道及び索道	5
(普通鉄道)	5
(路面の鉄道)	5
(モノレール・特殊軌道)	5
(索道)	5
(建設中の鉄道)	6
第三 鉄道に付属する施設等	6
(軌道の交差部)	6
(鉄道の高架部)	6
(鉄道橋)	6
(停留所及び安全地帯)	6
(鉄道のトンネル)	6
(駅)	6
(モノレール橋脚)	6
(鉄道の雪覆い等)	6
 第5章 建物	7
第一 通則	7
(建物表示の原則)	7
(普通建物)	7
(総描建物の表現)	7
(堅ろう建物)	7
(無壁舎)	7
(堅ろう無壁舎)	7
第二 建物付属物	7
(門)	7

(屋門)	7
(プール)	8
第三 建物の種類の表示	8
(建物記号)	8
(建物記号を表示する位置)	8
(建物記号の個々についての取扱い等)	8
第6章 小物体	10
第一 通則	10
(小物体)	10
(小物体記号の表示の原則)	10
第二 小物体の表示	10
(墓碑)	10
(記念碑)	10
(立像)	10
(路傍祠)	10
(灯ろう)	11
(鳥居)	11
(坑口)	11
(独立樹)	11
(油井及びガス井)	11
(タンク)	11
(起重機)	11
(給水塔)	11
(火の見)	11
(煙突)	11
(高塔)	11
(電波塔)	11
(風車)	12
(灯台)	12
(灯標)	12
(水位観測所)	12
(輸送管)	12
(送電線)	12
第7章 水部等	12
第一 通則	12
(水部等)	12
(水涯線の表示の原則)	12
(用水路（一条河川）の表示の方法)	13
(かみり川の表示の方法)	13

第二	水部に関する地物等	13
	(栈橋)	13
	(防波堤)	13
	(渡船発着所)	13
	(ダム)	13
	(滝)	13
	(せき)	13
	(水門)	14
	(水制)	14
	(敷石斜坂)	14
	(流水方向)	14
	(汐入川)	14
第 8 章	構囲等	14
第一	斜面	14
	(人工斜面)	14
	(土堤)	14
	(被覆)	15
第二	構囲	15
	(構囲)	15
	(構囲の表示の方法)	15
	(構囲の取捨選択)	15
	(構囲の区分)	15
第 9 章	場地	15
第一	通則	15
	(場地)	15
	(場地記号の表示の原則)	16
	(区域界)	16
第二	場地記号の個々についての取扱い	16
	(公園)	16
	(駐車場)	16
	(園庭)	16
	(墓地)	16
	(材料置場)	16
	(太陽光発電設備)	16
	(噴火口及び噴気口)	16
	(温泉及び鉱泉)	16
	(城及び城跡)	17
	(採石場)	17
	(採鉱地)	17

(テニスコート等)	17
(グラウンド)	17
第 10 章 植生	17
第一 通則	17
(植生)	17
(植生の表示の原則)	17
第二 植生界及び耕地界	17
(植生界)	17
(植生界が他の記号と合一する場合)	17
(植生界の記号を省略する場合)	17
(耕地界)	18
第三 既耕地に属する植生	18
(既耕地に属する植生記号)	18
(田)	18
(畑)	18
(さとうきび畑)	18
(パイナップル畑)	18
(桑畑)	18
(茶畑)	18
(果樹園)	18
(その他の樹木畑)	18
(芝地)	18
第四 未耕地に属する植生	18
(未耕地に属する植生記号)	18
(広葉樹林・針葉樹林及び竹林)	18
(荒地)	19
(はいち公地)	19
(しの地)	19
(やし科樹木)	19
(湿地)	19
(砂れき地)	19
第 11 章 地形	19
第一 通則	19
(地形の表示)	19
第二 等高線	19
(等高線の表示)	19
(凹地)	19
(等高線と他の記号が交差する場合)	19

第三 変形地	20
(変形地の表示区分)	20
(土がけ)	20
(雨裂)	20
(洞口)	20
(岩がけ)	20
(露岩)	20
(散岩)	20
(さんご礁)	20
 第12章 基準点	20
(基準点)	20
(三角点)	21
(電子基準点)	21
(水準点)	21
(多角点及び標石を有する図根点等)	21
(公共測量の基準点の表示)	21
(標石を有しない標高点)	21
(図化機測定による標高点)	21
 第13章 注記	22
第一 通則	22
(注記)	22
(注記の表示の原則)	22
(注記の取捨選択)	22
(文字)	22
(書体)	22
(字形)	22
(字隔)	23
(字列)	23
(助字)	23
(振がな)	23
 第二 注記に関する一般規定	23
(小対象物の注記)	23
(地域の注記)	23
(線状対象物の注記)	24
(アラビア数字の注記)	24
 第三 細則	24
(注記規定)	24
(行政区画の注記)	25
(居住地の名称)	25
(建物及び小物体の名称)	25

(基準点の標高)	26
(現地の名称)	26
(道路等の名称)	26
(坂、峠、橋及びトンネル等の名称)	26
(鉄道の名称)	27
(駅の名 称)	27
(河川の名 称)	27
(運河及び用水路等の名称)	27
(せき、ダム、水門及び滝等の名称)	27
(海湾の名 称)	27
(山岳、丘及び塚等の名称)	27
(谷及び沢の名 称)	27
(等高線の標高値)	28
 第 14 章 整飾.....	28
第一 通則.....	28
(整飾)	28
(装飾の表示事項)	28
第二 細則.....	28
(内図郭)	28
(外図郭)	28
(図名)	28
(図郭間隣接図葉の図葉番号及び名称)	29
(図郭座標の注記)	29
(接合図)	29
(行政区画図)	29
(地図記号の凡例)	29
(使用写真及び測量年次の表示)	29
(縮尺)	29
(発行者名等)	29
(その他特に必要な説明事項)	30
 第 15 章 付録.....	31
第一 注記.....	31
第二 整飾.....	32

第 1 章 総則

第一 通則

(目的)

第 1 条 この規程は、東京都における公共測量の成果のうち、デジタルマッピング手法にて大縮尺地形図原図（原図表現 1/2,500）を作成する場合について、その表示する事項及び地物、地形等の表示方法、その他記号の適用等の基準を定め、規格の統一を計ることを目的とする。

第二 デジタルマッピング表現基準

(投影)

第 2 条 投影は、平成 14 年国土交通省告示第 9 号に示す平面直角座標系による「横メルカトル図法」とする。

(図郭)

第 3 条 デジタルマッピングの 1 図郭は、当該平面直角座標系の所定の位置から東西方向 2.0km、南北方向 1.5km の大きさで分割された区域とする。ただしデジタルマッピングの図形を図郭外に延伸することにより隣接図を作成する必要がある場合は、協議によりその図形を延伸表示することができる。

(表現の対象)

第 4 条 デジタルに表示する対象は、細部測量を行うときに現存する地物とし、永続性のない地物でも必要と認められるもの、又はこれらを表示しないと表現上不合理を生ずるもの等とする。また、建築中のもので完成の見込みがあり、建物形状が明確なものについても同様とする。

(転位の制限)

第 5 条 地物を表示する場合、平面位置の転位は原則として行わない。

(線の間断と陰線)

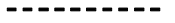
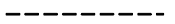
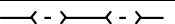
第 6 条 線状構造物を表示する場合、線の間断と陰線処理を行う。

(線の種類)

第 7 条 線の幅は、次表のとおりとする。

線号	線の幅 (太さ)	
1 号	0.05mm	線の描画許容誤差は、各線号を通じて±0.025mm とする。
2 号	0.10mm	
3 号	0.15mm	
4 号	0.20mm	
5 号	0.25mm	
6 号	0.30mm	
10 号	0.50mm	

2 線の種類は、次表のとおりとする。

線の種類	区分	例	適用
実線			道路・建物他
破線	長破線		大字・町界 庭園路・徒歩道・耕地界 補助曲線
	普通破線		無壁舎 真幅道路の歩道部
	等破線		区域界
	短等破線		植生界
鎖線	1点鎖線		町村界、さく（かき）
	2点鎖線		郡市・東京都の区界
	特殊1点鎖線		都県界
特殊線			被覆、その他

第2章 境界

第一 通則

（境界）

第8条 境界とは、地方自治法に定める行政区画等の境をいい、都県界、郡市・東京都の区界、町村界、大字・町（丁）界に区分して表示する。

（所屬界）

第9条 所屬界とは、島等の所屬を示す線をいい、用図上必要がある場合に表示する。

（境界表示の原則）

第10条 境界線記号は、その真位置に線記号の中心線が一致するように表示するのを原則とする。

2 異種の境界線記号が合一する場合は、次の順位に従って上位の境界線記号を表示する。

- (1) 都県界
- (2) 郡市・東京都の区界
- (3) 町村界
- (4) 大字・町（丁）界

第二 境界線記号の表示の特例

（境界が線状地物の一縁と合一する場合）

第11条 境界が、道路、鉄道、索道、構囲、送電線、河川、用水路、輸送管及びその他狭長な地物の記号の一縁と合一する場合には、地物記号の当該側の外方に境界線記号を表示する。ただし、当該側に境界線記号を表示することが困難な場合には、境界線記号を他の側に表示することができる。

（境界が線状地物の内部にある場合）

第12条 境界が、図上 1.0mm 以上の幅を有する道路、河川及び用水路等の内部にある場合には、境界線記号をその内方に表示する。

2 境界が、次の各号の地物の内部にある場合には、当該記号の便宜の側に境界線記号を表示する。

- (1) 鉄道等
- (2) 前項に規定する幅以下のもの

(境界が他の地物等と交差する場合)

第 13 条 境界が、次の各号と交差する場合には、当該部分の境界線記号を間断する。

- (1) 建物記号、小物体記号及び場地記号
- (2) 注記

(海部等の境界)

第 14 条 海部等の境界は、隣接自治体間で意見の相違がない場合に表示することができる。

(島等の所属を示す境界)

第 15 条 島等の所属を示す必要がある場合は、当該行政区画等の境界の経路と関連させて、その所属を示す境界線記号を表示する。

2 島等の所属を示す境界は、その所属が読図できる程度に適宜間断し、両島の間に所定の境界線記号の一コマを一つおきに描いて表示する。

(未定境界)

第 16 条 未定境界とは、現に未定であることが明らかな境界をいい、関係市区町村間で意見の相違のある境界を含む。

2 未定境界は、これを表示しない。

第 3 章 道路等

第一 通則

(道路等)

第 17 条 道路等とは、一般交通の用に供する道路又は私有道路をいい、トンネル及び橋等の道路と一体となった施設を含む。

(道路の表示方法)

第 18 条 道路は、真幅道路、高速道路、徒歩道、庭園路及び建設中の道路に区分する。真幅道路は、真位置にその実形により表示し、徒歩道は、射影の中心線と記号道路の中心線とを一致させて表示するのを原則とする。

2 道路が建物又は被覆に接する場合は、次の各号により表示する。

- (1) 真幅道路が建物に接する場合は、建物、道路をそれぞれ独立に真位置に表示する。
- (2) 真幅道路が被覆に接する場合は、真幅道路、被覆をそれぞれ独立に真位置表示する。
- (3) 徒歩道が被覆に接する場合は、道路を表示し、その外側に被覆の縁が接するように被覆を表示する。
- (4) 徒歩道は、図上 1.0 cm 以下の長さのものを省くことができる。
- (5) 高架部下の道路及び歩道並びに分離帯は、表示しない。

第二 道路の種類

(真幅道路・高速道路)

第 19 条 真幅道路とは、幅員（路肩から路肩まで）が 1.0m 以上で、幅員の両側を表示する道路をいい、一般道路と高速道路に区分する。一般の真幅道路は 3 号線で、高速道路は 6 号線でその射影を表示する。

(徒歩道)

第 20 条 徒歩道とは、徒歩道のうち 1.0m 未満の幅員を有する道路をいい、6 号線の波線で表示する。ただし、土堤上のものは表示しない。

(庭園路)

第 21 条 庭園路は、図上 5.0cm 程度以上の公園内の道路、植え込み、花壇、陸上競技場の競争路及び飛行場の滑走路のよう

な特定の大地区内におけるもののみ表現し、幅員が1.0m以上をものを真幅で3号線の波線で表示する。

(建設中の道路)

第22条 建設中の道路とは、現に建設中の道路をいい、次の各号によって表示する。

- (1) 建設工事がほぼ完了し、開通見込みのものについては、完了時の道路形状で表示する。
- (2) 真幅道路で表示しうる幅員を有し、現在路盤を建設中のものについては、道路敷の外縁を区域界で表示する。この場合、路線のおおむね中央部又は工事部分の端末に（建設中）と説明注記する。

第三 道路に付属する施設等

(道路橋・徒橋)

第23条 橋（陸橋を含む。）は、床部の長さ2.5m以上で幅員1.0m以上のものについて、永久橋及び木橋を区分せず射影に従って6号線で表示する。

- 2 橋の長さが第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号を省略して、道路として表示する。
- 3 橋の幅が第1項に定める大きさ未満のものは、徒橋の記号を6号線で表示する。
- 4 道路に接続する橋の記号を表示する場合は、道路記号と橋の記号との間に白部をおかない。

(道路の高架部)

第24条 道路の高架部は、その区間を道路橋として扱う。

(道路の交差部)

第25条 真幅道路とその他の道路との交差部は、次の各号によって表示する。

- (1) 徒歩道と真幅道路との交差部は、徒歩道の記号を真幅道路の一侧で止めて表示する。
- (2) 庭園路と真幅道路の交差部は、庭園路の記号を真幅道路の一侧で止めて表示する。

(横断歩道橋)

第26条 道路又は鉄道等の横断歩道橋は、射影の景況を3号線で表示する。ただし、その幅員が図上0.4mm未満の場合、全て0.4mmとして表示する。この際、幅員が図上1.2mm未満の横断歩道橋の下部の道路は間断しない。

(歩道)

第27条 真幅道路で歩道部分は、歩道の幅員が図上0.6mm以上のもので、マウンドアップしているものについて表示する。歩道記号は、2号線の普通破線で描き、その端末は現況により閉塞する。

(石段)

第28条 石段は、射影の長さが図上おおむね2.0mm以上のものを表示する。

- 2 石段は、真幅によって3号線で表示し、その段部分も3号線で適宜表示する。ただし、その幅員が図上0.5mm未満の場合は、0.5mmとして表示し、記号の中心線と石段の射影の中心線を一致させる。
- 3 道路記号と石段が接続する場合は、双方を表示する。

(地下街・地下鉄等出入口)

第29条 独立した地下街・地下鉄出入口は、その真形を3号線で表示し、出入口方向から3段分の階段を3号線で表示する。

(道路のトンネル)

第30条 道路に接続するトンネルは、入口に坑口の形状又は記号をそれぞれ3号線、6号線で表示し、地下の部分を示す線は表示しない。

(道路の分離帯)

第31条 道路の分離帯は、その幅員が図上0.4mm以上のものについて2号線の真形で表示し、0.4mm未満のものは一条線で表示する。

(道路の雪覆い等)

第 32 条 道路の雪覆い（アーケード、落石よけ等を有する部）等は、長さが図上おおむね 2.0mm 以上のものについて、道路の雪覆い等の記号を射影の大きさに従って 3 号線の破線で表示する。ただし、図上の幅が 1.5mm 未満のものは、1.5mm として表示する。下部については、表示しない。

(並木)

第 33 条 並木は、道路に沿って整然と植樹された樹木で図上 1.0cm 以上連列するのものを、真位置に 2 号線で表示するのを原則とする。ただし、並木が図上 0.5mm 未満で接する場合は、適宜省略して表示する。

2 道路内の並木を真位置に表示する場合で、道路の記号及び歩道記号と重複するときは、その内方に接して表示する。

第 4 章 鉄道等

第一 通則

(鉄道等)

第 34 条 鉄道等とは、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された軌道等をいい、トンネル、鉄道橋及び駅等軌道と一体となった施設等を含む。

(鉄道の表示区分)

第 35 条 鉄道は、普通鉄道、路面の鉄道、モノレール、特殊軌道及び索道に区分して表示する。

(鉄道等の記号の表示の原則)

第 36 条 鉄道の記号の表示は、次の各号による。

- (1) 普通鉄道、路面の鉄道、モノレール、特殊軌道及び索道は、軌道の射影の中心線と、軌道の記号の中心線とを一致させて表示する。
- (2) 軌道は、全て表示するのを原則とする。ただし、臨時的なもの又はその延長が図上 2.0mm 未満のものは、これを省略することができる。

第二 普通鉄道、路面の鉄道、モノレール、特殊軌道及び索道

(普通鉄道)

第 37 条 普通鉄道は、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された鉄道で、路面の鉄道、モノレール、特殊軌道及び索道を除いたものを 10 号線で表示する。

2 工場等における引込線は、本線と同じ記号で表示する。

(路面の鉄道)

第 38 条 軌道が路面上を通ずる部は、第 36 条（鉄道等の記号の表示の原則）の規定を準用して 6 号線で表示する。

(モノレール・特殊軌道)

第 39 条 特殊軌道とは、新交通システム、森林・鋼索鉄道及び普通鉄道と連結しない構内だけの軌道をいい、モノレールは 8 号線、特殊軌道は 6 号線で表示する。

2 特殊軌道には説明注記をいれる。

3 特殊軌道の交差部又は高架部の表示については、第 42 条（鉄道の交差部）及び第 43 条（鉄道の高架部）の規定を準用する。

(索道)

第 40 条 索道は、索道規則に定める空中ケーブル及び貨物索道並びにその他ベルトコンベヤー等これに類似するものについ

- て、長さが図上 2.0cm 以上のものを 2 号線で表示し、大規模のものは、(ベルトコンベヤー) 等と説明注記する。
- 2 索道の記号が他の全ての地物(道路・鉄道・河川・家屋等)と交差する場合は、双方を重複して表示する。
 - 3 索道の記号が他の全ての地物の一縁と合一する場合は、白部を置かずそれぞれを真位置に表示する。
 - 4 索道で鉄塔のあるものは、第 78 条(高塔)の規定を準用して表示する。

(建設中の鉄道)

- 第 41 条 建設中の鉄道は、軌道の敷設がすでに着手され、その経路が確実なものについて、それぞれの鉄道記号で表示する。
- 2 路盤を建設中でその経路が確実なものについては、鉄道敷の周縁を区域界で表示し、その中央部又は工事部分の端末に(建設中)と説明注記する。

第三 鉄道に付属する施設等

(軌道の交差部)

- 第 42 条 軌道と軌道とが同一面で交差する場合は、双方の記号を重複して表示する。
- 2 軌道と道路が同一面で交差する場合、双方の記号を重複して表示する。
 - 3 軌道と軌道が立体交差する場合は、上方を鉄道の高架部で表示し、下方の軌道は表示しない。

(鉄道の高架部)

- 第 43 条 鉄道の高架部は、鉄道橋として扱う。

(鉄道橋)

- 第 44 条 鉄道橋は、第 23 条(道路橋・徒橋)の規定を準用して 6 号線で表示する。ただし、被開部は描かない。

(停留所及び安全地帯)

- 第 45 条 路面上の軌道の停留所及び安全地帯は、射影の真形を 2 号線で表示する。ただし、その幅が図上 0.5mm 未満のものは、0.5mm として表示する。
- 2 停留所及び安全地帯のない場合は、おおむねその位置に停留所の形状を表示する。

(鉄道のトンネル)

- 第 46 条 普通鉄道及び特殊軌道のトンネルの部は、その出入口に坑口の形状を 3 号線で表示し、地下の部を示す線は表示しない。

(駅)

- 第 47 条 駅は、現況により跨線橋、駅舎及びプラットホーム等を表示する。
- 2 プラットホームは、その周縁の射影を 2 号線の実線で表示する。ただし、その幅が図上 0.6mm 未満のものは、0.6 mm として表示するのを原則とする。
 - 3 跨線橋は、第 50 条(建物表示の原則)及び第 51 条(普通建物)の規定を準用して 3 号線で表示し、構造材料による区分はしない。この際、図上 1.2mm 未満の跨線橋の下の鉄道はこれを間断しない。
 - 4 プラットホームの上屋は、無壁舎として表示する。
 - 5 建物内にある駅は、軌道の記号を建物縁に接合させて止めて表示する。

(モノレール橋脚)

- 第 48 条 モノレール橋脚は、射影を 3 号線で表示する。また、モノレール軌道とは重複して表示する。

(鉄道の雪覆い等)

- 第 49 条 鉄道の雪覆い(落石よけ、防音覆等を有する部)等は、第 32 条(道路の雪覆い等)の規定を準用して表示する。

第5章 建物

第一 通則

(建物表示の原則)

第50条 建物とは、普通建物、堅ろう建物及び無壁舎、堅ろう無壁舎をいう。

2 建物は、その外周の射影により表示するのを原則とする。

3 前項の場合において、当該建物の一辺の長さが図上 0.4mm 未満で建物の景況に影響のない小おうとつは、適宜省略することが出来る。

4 一棟の建物とみなされるもののうち、各部分が堅ろう建物、普通建物、無壁舎、堅ろう無壁舎等に区分される場合は、建物記号を堅ろう建物、普通建物、堅ろう無壁舎、無壁舎の順位に優先して表示し、以下付属する形で表示する。

5 建物に付属する小規模な外階段は表示しない。

(普通建物)

第51条 普通建物は、その射影の短辺が図上 0.5mm 以上のものについて表示し、3号線で描く。

(総描建物の表現)

第52条 総描建物の表現は、原則として行わない。ただし、住宅密集地で、個々の建物が地上 0.75m 未満で隣接し、独立して表示する事が困難な場合は、景況を損なわない程度で総描することができる。

(堅ろう建物)

第53条 堅ろう建物とは、鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリート等の木造を除いた構造の建物で、地上3階以上又は3階に相当する高さのものを6号線で表示する。

(無壁舎)

第54条 無壁舎とは、側壁のない建物及び堅ろう建物の図上 0.4mm 以上の底部分、温室等をいい、その周辺を2号線の普通破線で表示する。

2 無壁舎は、原則として長辺が図上 3.0 mm 以上のものについて表示する。ただし、著名なもの及び景況の表現上必要と認められるものについては、基準に満たないものであっても表示し、温室については、永続性のある堅固な構造のもののみを表示する。

3 堅ろう建物間の渡り廊下及び人工地盤は無壁舎表示とする。この際、幅が図上 1.2mm 未満の場合は、下部の道路、歩道、分離帯、鉄道は間断しない。

4 立体駐車装置が3基以上併設されている場合は、無壁舎として表示する。ただし、一般の私用のみを前提としたものは、表示しない。

(堅ろう無壁舎)

第55条 堅ろう無壁舎堅とは、鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリート等の木造を除いた構造の建物で、側壁のない建物及び建物類似の構築物をいい、地上3階以上又は3階に相当する高さのものを6号線で表示する。

第二 建物付属物

(門)

第56条 門は、石、コンクリート及びれんが等堅ろうな門柱を有するもので、図上 0.5mm 以上のものを、真形を2号線で表示する。

(屋門)

第57条 屋門は、短辺がおおむね図上 2.0mm 以上のものを射影に従って3号線で表示し、通路に相当する部の真幅を3号線の普通破線で表示する。

(プール)

第 58 条 プールは、その水際線を真形で取得し、その周囲を柵や被覆で表示する。またプールには、W の記号を配置する。

第三 建物の種類の表示

(建物記号)

第 59 条 建物のうち、特定の用途又は機能を明らかにする必要のある建物には、注記するのを原則とする。ただし、建物規模が小さいもの及び市街地等の地物の混雑する部分において、注記によって重要地物を抹消するおそれのある場合には、定められた記号によって表示する。これら建物の種類を示す記号を建物記号という。

2 建物記号は、注記と併用（重複表示）しない。

3 建物記号は、全ての図郭下辺に対して直立するように表示する。

(建物記号を表示する位置)

第 60 条 建物記号は、建物のおおむね中央に表示する。ただし、その中央位置に表示することが困難な場合は、指示点（径 0.3 mm の円点、以下同じ）を付して建物の上方に表示する。

2 前項の規定の位置に他の記号があり、その図形が重要なもので、これを間断することが適当でない場合には、建物記号をその景況に従い適宜の位置に表示することができる。

3 建物の一部に注記又は建物記号を表示する必要がある場合でも、当該建物のおおむね中央に注記又は建物記号を表示することを原則とする。

4 建物記号を表示する必要のある建物で、その建物内に表示することができない場合又は同一建物内に 2 個以上の建物記号を表示する必要のある場合には、当該建物の中央位置又はその当該位置に指示点を描き、これに対して建物記号を表示する。

(建物記号の個々についての取扱い等)

第 61 条 建物記号についての取扱い及び表示方法については、「東京都デジタルマッピング図式」によるほか、次の各号による。

(1) 官公署

外国公館及び大規模で著名な官公署については、注記で表示する。

(2) 裁判所等

次のものは、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要地物を抹消するおそれのある場合は、記号で表示する。

裁判所（同支所を含む。）

検察庁（同支所を含む。）

税務署（同支所を含む。）

森林管理署（森林管理局を含む。）

(3) 郵便局

郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局について注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一隅等にあるもの及び簡易郵便局は、記号で表示する。

(4) 警察署

警察署は、注記で表示するのを原則とする。ただし、交番及び駐在所は、記号で表示する。

(5) 消防署

消防署は、注記で表示するのを原則とする。ただし、消防分団等で施設が小さいものは、記号で表示する。

(6) 職業安定所

職業安定所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地において重要地物を抹消するおそれのある場合は、記号で表示する。

(7) 区役所、市役所、町役場、村役場及び土木事務所等

次のものは、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要地物を抹消するおそれのある場合は、

記号で表示する。

区役所、市役所、町役場、村役場（同出張所を含む。）

土木事務所（同出張所を含む。）

下水処理場及び浄水場

ごみ焼却場

(8) 神社、寺院及びキリスト教会

神社、寺院、キリスト教会及びその他の宗教施設（教団等に類する教会で規模の大きなものを含む。）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、神社、寺院及びキリスト教会で小規模のものは記号で表示する。

(9) 学校及び幼稚園・保育園

学校教育法による学校（各種学校・専修学校及び幼稚園を除く。）及び幼稚園・保育園については、注記で表示するのを原則とする。ただし、他と共用しているような場合で注記を表示することが困難な場合は、記号で表示する。

(10) 公会堂及び公民館等

公会堂、公民館、地区センターは、建物が独立しているものは、注記で表示するのを原則とする。また、建物の一部にあるものは記号で表示する。

(11) 図書館

図書館は、建物が独立しているものは、注記で表示するのを原則とする。また、建物の一部にあるものは、記号で表示する。

(12) 美術館

美術館は、建物が独立しているものは、注記で表示するのを原則とする。また、建物の一部にあるものは記号で表示する。

(13) 老人ホーム

都より資料貸与を受けた老人ホーム（老人福祉法の老人福祉のうち擁護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽老人ホームをいう）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、これらのものが市街地等で、地物が錯雑し、注記を表示することが困難な場合は、記号で表示する。

(14) 病院、保健所等

医療法に基づく病院、療養所及び保健所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、これらのものが市街地等で、地物が錯雑し、注記を表示することが困難な病院及び規模の大きい診療所等は、記号で表示する。

(15) 銀行

銀行は、大規模なものは注記で表示する。小規模で建物が独立しているものは、記号で表示する。

(16) 協同組合、市場

協同組合、市場は、建物が独立しているものを注記で表現するのを原則とする。ただし、小規模のものは記号で表示する。

(17) デパート・スーパーマーケット

デパート・スーパーマーケットは、記号で表示するのを原則とする。ただし、デパートについては、建物が図上3.0cm以上、スーパーマーケットについては、敷地面積が図上3.0cm以上の場合は、注記で表示する。

(18) 倉庫及び火薬庫

倉庫及び火薬庫は、それぞれ専用として使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。ただし、大規模のもの又は小さなものが集まって大区域を占めているもの等は、注記で表示する。

(19) 工場

工場は、図上4.0cm以上の敷地規模で同一名称の場合は、注記で表示する。また、小規模のものは記号で表示する。

(20) 発電所

発電所は、注記で表現するのを原則とする。ただし、小規模のものは記号で表示する。

(21) 変電所

変電所は、注記で表示するものを原則とする。ただし、図上の送電線に接続しない小規模のものは、記号で表示する。変電所の鉄骨部分は、その外周を送電線の記号で囲んで表示する。

(22) 揚排水ポンプ場

揚排水ポンプ場は、農業用・工業用及び下水処理、上水ポンプ場で、規模の大きなもののみを記号で表示するのを原則とする。ただし、特に大規模なものは、注記で表示する。

(23) ガソリンスタンド

ガソリン（液化石油ガス《L.P.G.》を含む。）を販売する店舗をGS記号で表示する。

(24) 映画館

映画館には、記号（映）を表示する。

第6章 小物体

第一 通則

（小物体）

第62条 小物体とは、図に表現する独立した物体のうち、その射影の図上の大きさが小であるため、その位置に定められた記号で表示するものをいう。

- 2 小物体は、原則として好目標で地点の識別と指示のため必要なもの、歴史的・学術的に著名なもの等を表示する。ただし、これらのものが近接して存在したり、同種のものが集合したりしていて個々の表示が困難な場合には、適宜その記号を省略することができる。
- 3 定められた記号がない独立した物体であって、これを表示する必要がある場合には、その位置に指示点を描き、これにその名称及び種類等を示す注記を揃えて表示する。

（小物体記号の表示の原則）

第63条 小物体記号は、次によって表示するのを原則とする。

- (1) 小物体記号のうち、平面図形のものは、その記号の中心点又は中心線が当該小物体の真位置にあるように表示し、また側面図形のものは、その記号の下辺（影を示す横線の部分を除く。）の中心が当該小物体の真位置にあるように表示する。
- (2) 小物体記号は、図郭の下辺に対して直立するように表示する。ただし、鳥居、高塔、とうろう、坑口及び洞口の記号はその射影の方向に従って表示する。

第二 小物体の表示

（墓碑）

第64条 墓碑は、独立して存在しているもの又は墓地として利用されている場所に適宜表示する。

（記念碑）

第65条 記念碑は、規模が大きく主要なものについて表示する。

（立像）

第66条 立像は、銅像及び石像等で著名なものを表示する。

- 2 墓碑・記念碑及び立像で、短辺が図上 2.0mm 以上の台石を有するものは、その台石の射影を 3 号線で描き、中央にそれぞれの記号を表示する。
- 3 墓碑及び立像等が建物内にあり、その建物の大きさが図上 0.5mm 以上の場合は、建物として表示し、墓碑及び立像等の記号は、表示しない。ただし、建物に側壁がなく、主体が墓碑及び立像等の場合は、当該記号で表示する。

（路傍祠）

第67条 路傍祠は、特に著名なもの又は好目標となるものを表示する。

(灯ろう)

第 68 条 灯ろうは、規模が大きく主要なものについて、取得する。

灯ろうが連続して存在する場合は、適宜省略して表示することができる。

(鳥居)

第 69 条 鳥居は、脚の位置を主柱の真位置とし、記号の線の方向をその射影の方向と一致させて表示する。

(坑口)

第 70 条 坑口は、鉱坑の入り口又は用水路等が地下に出入りする部分において表示する。

2 坑口の記号は、射影の大きさにより記号の大きさを定めて表示する。ただし、その幅が図上 1.5mm 未満の場合は、極小の記号を表示する。

(独立樹)

第 71 条 独立樹は、単独の大樹木又は数株の大樹木の集合で、特に著名なものを広葉樹、針葉樹、やし科の樹木に分けて表示する。

(油井及びガス井)

第 72 条 油井及びガス井は、現に採取中のもので、目標となる施設を有するもの等を表示する。

(タンク)

第 73 条 石油及びガス等のタンクは、その直径が図上 2.0mm 以上のものについて、その射影の真形を 3 号線で表示する。

ただし、個々の直径が図上 2.0mm 未満であっても、多数が集合している場合には、景況を表現するよう極小の記号で表示する。

(起重機)

第 74 条 起重機は、常設され規模の大きいものを表示する。ただし、多数集合しているものについては、景況を表現するよう適宜省略する。

2 軌道等で移動する起重機は、その移動範囲の中央に記号を表示する。

(給水塔)

第 75 条 給水塔は、大きなもののみその真形を 3 号線の実線で表示し、その中に記号を表示する。

(火の見)

第 76 条 火の見は、大きなもののみ表示する。

(煙突)

第 77 条 煙突は、構造の大きいものについて表示する。

2 煙突が建物として離れて単独に存在し、その脚部の真形の直径が図上 1.2mm 以上の場合は、その射影を 3 号線で表示し、その中心と記号の主体の下辺の中央を一致させて煙突の記号を表示する。

(高塔)

第 78 条 高塔は、送電線の鉄塔、望楼、教会の鐘楼及び独立した給水塔等で特に高くそびえている工作物のうち、記号で定められていないものを表示する。

2 高塔は、脚部の射影の形状及び大きさにより、記号の大きさを定めて方形等で表示し、その突出部と方形の対角線の長さの比は図観を考慮して決定する。

(電波塔)

第 79 条 電波塔は、テレビ・ラジオ及び無線電信等の送受信並びにこれと同様の目的で建設されたもの（NTT 等の施設、官公庁等の屋上に設置された電波塔を含む。）を表示する。

(風車)

第 80 条 風車は、発電を目的に構築されたものを表示する。

(灯台)

第 81 条 灯台は、全て表示する。ただし、真形が図上 3.0 mm 以上の場合、その射影を 3 号線の実線で表示し、記号の中心と、燈台の中心位置を一致させて表示する。

2 航空用のものについては、記号にそえて(空)の記号を表示する。

(灯標)

第 82 条 灯標は、航路標識のうち、灯標・燈柱及び導灯について、固定された規模の大きいものを表示する。

(水位観測所)

第 83 条 水位観測所は、定められた記号で表示し、ポール等の量水標は、表示しない。ただし、験潮場は、注記で表示するのを原則とする。

(輸送管)

第 84 条 輸送管は、水道灌漑又は発電用の水若しくは油、ガス又はガソリン等を輸送するものをいい、その長さが図上おおむね 2.0mm 以上で直径 50cm 以上のもの又は以下であっても、重要なものを地上及び空間(地上 1.0m 以上を標準とする。)に区分して表示する。ただし、省略したことによって水路等の景況が明示できないときは、このかぎりでない。

2 輸送管の幅が図上 0.4mm 未満のものは、0.4mm として表示する。

3 大規模の輸送管は、その内容物に従って(水)又は(油)の記号を配置する。

4 輸送管の地下の部分は表示しない。

5 輸送管の記号が他の地物と交差する場合は、下方の地物を間断し、白部はおかない。ただし、真幅道路及び鉄道については間断しない。

6 河川及び用水路、構囲の一縁と合一する場合は、輸送管の縁でこれらを兼ねさせることができる。ただし、鉄道、索道、建物及びその他海部に関する諸地物の一縁と合一する場合は、これらの地物記号の当該側の外方に輸送管の記号を表示する。

(送電線)

第 85 条 送電線は、おおむね 20 キロボルト以上の高圧電流を通じるものについて表示するのを原則とする。ただし、地中にある部分は、これを表示しない。

2 送電線の鉄塔は、第 78 条(高塔)の規定により表示し、木柱及びコンクリート柱等は表示しない。

3 送電線の記号が建物、構囲、道路(盛土部及び切取部を含む。)及び鉄道等と交差しても、送電線の記号を間断しない。

第 7 章 水部等

第一 通則

(水部等)

第 86 条 水部等とは、水涯線(河川、湖池等の岸線及び海岸線)、一条河川及びかれ川と水部に関する構造物等をいい、被覆・水制、ダム、堰、水門、防波堤等の工作物及び渡船発着所、滝、流水方向等を含む。

(水涯線の表示の原則)

第 87 条 河川、湖池等、海岸は、水部の射影に従って水涯線表示するのを原則とする。ただし、水部の景況に影響を与えない水涯線の小凹凸は、適宜総描又は省略することができる。

2 水涯線の地下の部分は、表示しない。

3 河川は、平水時における流水部の幅が図上 0.4mm 以上のものは水涯線表示とする。ただし、主要な河川等にあつては、流水部の幅が図上 0.4mm 未満のものであつても水涯線表示することができる。

- 4 湖池等とは、湖、池、沼等（人工的に貯水したものを含む。）をいい、図上おおむね 2.0mm 平方以上のものを表示する。
湖池等は固有名の明らかなものは注記するのを原則とし、またその水部の中央付近に W の記号を表示する。
- 5 海岸線は、満潮時における海岸の水涯線の正射影を表示する。

（用水路（一条河川）の表示の方法）

第 88 条 用水路（一条河川）とは、流水部の幅が図上 0.2mm 以上、0.4mm 未満のものをいい、解糸状の 3 号線で表示する。

- 2 地物と錯雑する地域にあり、容易に識別できない場合は、適宜の位置に流水方向の記号を表示する。

（かれ川の表示の方法）

第 89 条 かれ川とは、通常水の流れていない川をいい、断続している河川の流露を掲示する場合に表示する。

- 2 かれ川は、第 147 条（砂れき地）の記号を適用する。

第二 水部に関する地物等

（栈橋）

第 90 条 栈橋は、その射影の幅が図上 0.4mm 以上のもの、長さが図上 4.0mm 以上のものを表示する。

- 2 鉄製及びコンクリート製等の栈橋は、その射影に従って被覆（小）の記号で表示する。
- 3 浮栈橋及び木製等の場合は、その周縁を 4 号線で描いて表示する。

（防波堤）

第 91 条 防波堤は、その規模景況等に従い、被覆の記号を用いて表示する。ただし、その堤の幅が図上 0.2mm に満たない場合は、0.2mm とする。

（渡船発着所）

第 92 条 渡船発着所は、河川又は湖沼等において、車両又は人を運搬するための常設的な場所をいう。

- 2 渡船発着所は、その場所に船形の記号が倒立しないように水涯線に平行して表示する。ただし、河幅が狭小な場合は、その中央に記号を表示する。

（ダム）

第 93 条 ダムとは、発電、水道及び農工業のための用水を貯溜する目的をもって設けられた工作物で、重力ダム、アーチダム及び土えん堤等をいい、砂防えん堤を含む。ダムは射影の真形をその景状により、それぞれ第 101 条（人工斜面）及び第 103 条（被覆）の規定を準用して表示する。

（滝）

第 94 条 滝は、その射影の景況に従い、河川を横断して一条の 4 号線で描き、この線の下流に数列の小円点（円点列の間隔は 0.7mm とする。）を相互りん型に配して表示する。この場合、滝の位置に示す線に接する小円点は径 0.3mm とし、下流に向かって漸次小さくする。ただし、滝の幅が図上 0.8mm 未満の場合は、その記号の長さを 0.8mm とし、これに付する小円点は 2 個とする。

- 2 一条河川の場合は、河川の記号を間断するが、河川の記号と滝の記号との間に白部はおかない。

（せき）

第 95 条 せきとは、用水の取入又は水深維持等を目的として流水をせき止めるため、河川を横断して設けられた工作物をいい、その主要なものについて表示する。

- 2 せきの常時水面上にある部分は、その射影の景況に従い真形を 4 号の実線で表示し、常時汎流する部分は、破線の部を上流に描いて示す。ただし、せきの幅が図上 0.5mm 未満の場合は、0.5mm として表示する。
- 3 一条河川において、せきの記号との間に白部をおかない。この際、せきの記号における破線の実部は 2 個以上とする。

（水門）

第 96 条 水門とは、用水の取入排除口及び逆流防止のための門状の堅ろうな工作物をいい、射影の景況に従って、4 号線の

真形で表示する。ただし、極小の記号に満たないものは、極小の記号で表示する。

2 水門の記号は、河川の記号を間断するが、水門の記号と河川の記号との間には、白部をおかない。

(水制)

第 97 条 水制とは、水流を制御し、流路を整正するなどの目的をもって設けられた工作物をいい、平水時において水面上に露出するものについて、その長さが図上おおむね 4.0mm 以上のものをその射影の景況に従って真形で表示する。

2 水制は、その構造に応じて不透水制、透過水制及び水面下水制に区分し、その表示は次の各号による。

(1) 不透水制は、第 103 条（被覆）第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。ただし、その頂部の幅が図上 0.2mm 未満のものは、0.2mm とする。

(2) 透過水制は、杭の記号を用いる。ただし、その幅が図上 1.0mm 未満のものは、1.0mm とする。

(3) 透過水制の記号は、その区域の広さに応じて直径 0.5mm の円を 1.0mm 間隔にりん形に配置して表示する。

(4) 水面下水制は、その範囲の推定線を波線で表示する。

(敷石斜坂)

第 98 条 漁港等における敷石斜坂は、外周の正射影を表示する。

(流水方向)

第 99 条 流水方向は、河川及び幹線用水路等の流水の方向を示すもので、図上で容易に上下流を識別し難い場合に表示する。

2 流水方向の記号は、河川等の水流の幅の中央部に下流に矢印を向けて表示する。その幅が狭小で記号を入れるができない場合は、適宜の位置に表示する。

3 流水方向の記号を流水の屈曲部に表示する場合は、この記号の直線部を屈曲させることができる。

(汐入川)

第 100 条 汐入川とは、海水が流れ込むところをいう。その場所に流れの方向にあわせて記号を表示する。

第 8 章 構図等

第一 斜面

(人工斜面)

第 101 条 人工斜面とは、盛土及び切土により人工的に作られた急斜面（道路、鉄道等の盛土部及び切土部、土堤、土囲い、造成地の急斜面等）をいい、原則として斜面の傾斜が 3 分の 2 以上、高さが 1.5m 以上であって、図上の長さがおおむね 1.0cm 以上のものについて表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、地域の景況を表す必要があると認められるものについては、表示する。

2 土砂採取場等の変化する急斜面は、土がけ又は岩がけの記号を適用する。

3 正射影の幅が図上 0.5mm 未満のものは省略できる。

4 人工斜面は、頂部を実線で表示し、傾斜部分は長ケバと短ケバを交互に、射影の 2 分の 1 間隔で表示する。長ケバの長さは射影幅、短ケバの長さは、射影幅の 2 分の 1 とする。

5 斜面の頂部が道路縁の場合は、道路縁と頂部を完全に重ねて表示する。

(土堤)

第 102 条 土堤は、被覆のない堤防及び敷地等の周囲にある盛土をいい、高さ 1.5m 以上、図上の長さおおむね 1.0cm 以上、斜面の傾斜が 3 分の 2 以上のもので、人工斜面として表現できない形状のものについて表示する。この場合、基準に満たないものにあっても、周囲の景況により必要と認められる場合は表示する。

2 土堤はその頂部の連続する方向を線で表現し、その線に図上 1.0mm の間隔で幅 1.0mm の短線を線と垂直に配置して表現する。

(被覆)

第 103 条 被覆とは、道路、河岸、海岸等の斜面を保護するためのコンクリート又は石積等の堅ろうな工作物をいい、その高さがおおむね 1.5m 以上で、その長さが図上おおむね 1.0cm 以上のものを表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、周囲の景況により必要と認められるものについては表示する。

2 被覆は、その射影の周縁を表示し、上縁を 4 号線、他を 2 号線で描き、その上縁の線に径 0.4mm の半円を 2.0mm 間隔に付すものとする。ただし、射影が図上 0.4mm 未満のものは、上縁のみ 4 号線で描き、その上縁線に径 0.3mm の半円を 1.5mm 間隔に表示するものとする。上記の前者を被覆（大）といい、後者を被覆（小）という。

3 二条線の水涯線で表示する河川の河岸が被覆である場合は、被覆記号と水涯線を重複させ、一条線の記号で表示する河川に被覆がある場合は、被覆の記号は表示しない。

4 被覆のある斜面の上方又は下方に建物が接する場合は、それぞれを真位置表示する。また、被覆と構囲が接する場合は、構囲は表示しない。

第二 構囲

(構囲)

第 104 条 構囲とは、建物及び敷地等の周辺を区画する囲壁の類をいう。

(構囲の表示の方法)

第 105 条 構囲は、その射影に従い表示するのを原則とする。

2 前項においてその景況に影響を与えない小凹凸 は、それぞれの縮尺に応じ適宜総合又は省略することができる。

(構囲の取捨選択)

第 106 条 構囲は、へいについては高さがおおむね 2.0m 以上で長さが図上 4.0cm 以上、かきについては高さがおおむね 1.5m 以上で長さが図上 1.0cm 以上のものを表示する。ただし、へいについては、長さが図上おおむね 4.0cm 未満のものは、かきの記号により表示する。

(構囲の区分)

第 107 条 構囲は、へい、さく及び土囲に区分される。

(1) へい

へいは、石、コンクリート、ブロック及びレンガ等で作られた堅ろうな工作物をいう。

(2) さく

さくは、木へい、トタンへい、生け垣、竹垣、鉄さく及び木さく等をいう。

(3) 土囲

土囲は、盛土の構囲をいい、土堤として表現する。

第 9 章 場地

第一 通則

(場地)

第 108 条 場地とは、城跡、陵墓、史跡、名勝、天然記念物、温泉、鉱泉、牧場、公園、駐車場、園庭、運動場、飛行場及び港等の土地又は水面の特定の部分をいい、このうち、特に記号を設けて定めるものを場地記号という。

(場地記号の表示の原則)

第 109 条 場地記号は、区域のおおむね中央に表示するのを原則とする。ただし、特に指示する主要な箇所がある場合は、その位置に表示する。

2 場地記号は、図郭の下辺に対して直立するように表示する。

(区域界)

第 110 条 区域界とは、場地等のうち、特に他の地区と区別する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。

2 建設中の区域は、区域界で表示する。

第二 場地記号の個々についての取扱い

(公園)

第 111 条 公園は、大きさが 25m×25m (図上おおむね 1.0 cm²) 以上のものについて、注記で表示するのを原則とする。ただし、児童遊園等は、大きさが 25m×25m 以上であっても記号表示とする。

(駐車場)

第 112 条 駐車場として明確に利用されている場所で、おおむね図上 1.0 cm²以上のものに記号を表示する。

2 駐車場は、その区域を地物縁等で表示できない場合は、区域界の記号により外周を表示し、その内部に駐車場の記号を表示する。

3 立体駐車場で大規模のものは、建物の内部に記号を表示する。

(園庭)

第 113 条 園庭とは、庭園、邸宅及び工場等の周辺にある鑑賞又は隠ぺいのために栽培する小樹林の集合しているものをいい、定められた記号を意匠的に配置して表示する。ただし、定められた記号で表示することが不適当な住居地周辺の樹林は、広葉樹林又は針葉樹林等の記号を適宜その位置に表示する。

(墓地)

第 114 条 墓地は、その区域を地物縁等で表示できない場合は、植生界の記号で区画し、その内部に墓碑の記号を記入して表示する。ただし、墓地の図上面積がおおむね 9.0 cm² 以上のものについては、一定間隔によって記号を配列して表示し、小規模の墓地で一定間隔に記号を表示することが困難な場合は、適宜記号間隔を狭めて表示することができる。

(材料置場)

第 115 条 材料置場とは、木材、石材及び鉱石等の原材料並びに工作機材、コンテナ等を集積している土地又は水面をいい、その図上面積がおおむね 4.0 cm²以上のものについて表示する。

(太陽光発電設備)

第 116 条 太陽光発電設備は土地に設けられた、原則として長辺で図上 1 cm 以上のものを表示する。

2 図上おおむね 3.0 cm×3.0 cm 以上のものについては、区域の形状によって記号を定間隔に配列して表示する。

(噴火口及び噴気口)

第 117 条 噴火口及び噴気口は、現に噴火又は噴気しているものについて、その位置に記号を表示する。

2 噴火又は噴気が広範囲にわたる場合は、主要なものを表示する。

3 数年以内の休止期をおいて噴気するものについても表示する。

(温泉及び鉱泉)

第 118 条 温泉及び鉱泉は、著名なものを表示する。

2 温泉及び鉱泉の記号は、泉源の位置に表示するのを原則とする。

(城及び城跡)

第 119 条 城及び明確な城跡の場所には、記号を表示する。

(採石場)

第 120 条 建設資材等の採石場で、実際に採石が行われているところには、採石場の記号を表示する。

(採鉱地)

第 121 条 鉱石の採鉱地で、実際に採鉱されている所には、採鉱地の記号を表示する。

(テニスコート等)

第 122 条 テニスコート等には、原則として記号を表示する。

(グラウンド)

第 123 条 学校や公園等のグラウンドには、原則として記号を表示する。

第 10 章 植生

第一 通則

(植生)

第 124 条 植生とは、地表面の植物の区分をいい、砂地、れき地及び湿地等を含み、既耕地及び未耕地に大別する。

(植生の表示の原則)

第 125 条 植生の表示は、その地域の周縁を植生界等で囲み、その内部それぞれの植生記号を図郭下辺に対して直立するよう表示する。

2 同一植生の小地域が近接して存在し、これらを省略することが不適当と認められる場合は、景況により、適宜総合して表示することができる。

3 植生を表示する地域の面積が図上おおむね 3.0mm²未満のものにあつては、これを表示しない。ただし、狭長な地域でこれを省略することが不適当と認められるものについては、この限りでない。

第二 植生界及び耕地界

(植生界)

第 126 条 植生界とは、植生間の境をいう。

(植生界が他の記号と合一する場合)

第 127 条 植生界の記号が他の地物等と合一する場合は、次の各号による。

- (1) 建物、道路、構囲、区域界及び河川等の記号又は変形地等の記号と合一する場合は、これらの記号をもって植生界の記号を兼ねさせ、植生界は表示しない。鉄道については、施工基面等の幅が軌道記号の片側図上 2.0mm 以下の場合は、植生界を省き隣接する植生に含める。

(植生界の記号を省略する場合)

第 128 条 空き地等に点在する樹木又は河川、湖池若しくは湿地に生じている水草等は、その景況を表示するようにつとめる。この場合の植生界は、第 125 条 (植生の表示の原則) の規定にかかわらず、省略することができる。

2 防風林若しくは防砂林等の樹木又は樹木作物が狭長な列状にある場合は、当該樹林の記号を図上 3.0mm 又は 5.0mm 間隔に射影の方向に一列に表示し、植生界を省略する。この場合、樹列の両側の植生が異なる場合は、植生記号の中心線上に植生界を一列に表示する。

(耕地界)

第 129 条 耕地界とは、同一種類の耕地の区画をいい、その一区画の短辺が図上 2.0cm 以上のものを表示することを原則とする。ただし、区画が明確で、省略することが適当でない場合は、これを表示する。

第三 既耕地に属する植生

(既耕地に属する植生記号)

第 130 条 既耕地に属する植生記号は、植生界、耕地界又は地物で囲む区域内部に定間隔で表示し、その区域が図上おおむね 2.0m ㎡未満のものについては、1 個をその中央部に表示することができる。

(田)

第 131 条 田とは、湿田、乾田及び沼田とし、はす田及びい田等を含む。

2 田のうち、季節により畑作物を栽培するものは、田の記号で表示する。

(畑)

第 132 条 畑とは、麦、陸稲及びそ菜等を栽培する土地とし、牧草及び芝等を栽培している草地を含む。

(さとうきび畑)

第 133 条 さとうきび畑とは、さとうきびを栽培している土地とする。

(パイナップル畑)

第 134 条 パイナップル畑とは、パイナップルを栽培している土地とする。

(桑畑)

第 135 条 桑畑とは、桑を栽培している土地とし、そ菜を間作しているものを含む。

(茶畑)

第 136 条 茶畑とは、茶を栽培している土地とし、そ菜を間作しているものを含む。

(果樹園)

第 137 条 果樹園とは、りんご、梨、蜜柑、桃及び栗等の果樹を栽培する土地とする。

(その他の樹木畑)

第 138 条 その他の樹木畑とは、桐、はぜ等の樹木を栽培する土地とし、園芸用の樹木、苗木を栽培する土地を含む。

(芝地)

第 139 条 芝地とは、庭園、ゴルフ場等で管理されている芝地とする。

第四 未耕地に属する植生

(未耕地に属する植生記号)

第 140 条 植生記号のうち、未耕地に属するものは、その記号を 4.0 ㎡におおむね 2 個又は 4 個を景況に従って意匠的に表示する。ただし、未耕地が極めて狭小な場合又は植生の表面の形状が複雑多岐で植生の区分が明らかでない場合等は、記号の個数を増減して表示する。

2 未耕地相互を区分する植生界は、原則として表示しない。ただし、植林を行った地域等で、隣接する地域の植生と特に差異を呈する地域については、前項の規定にかかわらずこれを植生界で表示することができる。

(広葉樹林・針葉樹林及び竹林)

第 141 条 広葉樹林・針葉樹林及び竹林とは、密生して高さがおおむね図上 2.0m 以上に達するそれぞれの地域をいい、植林地を含む。

(荒地)

第 142 条 荒地とは、造成された区画以外の雑草地、裸地、湿地及び沼沢をいう。

(はい松地)

第 143 条 はい松地とは、はい松及びわい松の密生している地域をいう。

(しの地)

第 144 条 しんの地とは、篠笹又は熊笹等の密生している地域をいう。

(やし科樹木)

第 145 条 やし科樹木とは、しゅろ等の群生している地域をいい、そてつを含む。

(湿地)

第 146 条 湿地とは、常時湿潤し、雨期に際しては水をたたえる地域をいい、その地域の中央部に記号を表示する。

(砂れき地)

第 147 条 砂地及びれき地とは、植物のない自然の砂又はれきでおおわれた地域をいい、その地域に記号 S を適宜混じて表示する。

第 11 章 地形

第一 通則

(地形の表示)

第 148 条 地形とは、地表の起伏の状態をいい、等高線で表示することを原則とする。

2 等高線によって表示することが困難又は不適当な地形は、変形地等の記号を用いて表示する。

第二 等高線

(等高線の表示)

第 149 条 等高線は、主曲線、計曲線及び補助曲線に区分する。

2 等高線は、平均海水面より起算し、次の各号のとおり表示する。

- (1) 主曲線 2.0m ごと
- (2) 計曲線 0m の主曲線及びこれより起算して 5 本目ごとの主曲線
- (3) 補助曲線 1.0m ごと

3 主曲線は、特別の定めがある場合のほか、これを間断しないで表示する。

4 補助曲線は、平地及び地形が、比較的緩傾斜な台地及び丘陵等並びに傾斜の変るところで、主曲線だけでは地形を表現することが充分でないと認められる部分について表示する。

(凹地)

第 150 条 凹地は、人工構築物との合成で生じた以外の凹地を示し、凹地を示す等高線には、その内側に等高線に直角に長さ 0.5mm の短線を、おおむね 3.0mm 間隔に付する。ただし、凹地を示す等高線が図上で長大な場合は、その短線の間隔をおおむね 10.0mm までの範囲で適宜広げることができる。

2 凹地を示す等高線の長径が図上おおむね 5.0mm 未満のものについては、前項にかかわらず、おおむね凹地の中央又は最低部に標高点を表示する。

(等高線と他の記号が交差する場合)

第 151 条 等高線が次の各号のものと交差する場合は、当該部分の等高線を間断する。

- (1) 河川、用水路、道路及び石段
- (2) 建物
- (3) 駅のプラットフォーム、袴線橋、落石よけ、防音壁、橋、高架部、停留所、被覆及び輸送管
- (4) 変形地

第三 変形地

(変形地の表示区分)

第 152 条 変形地は、土がけ、雨裂、洞口、岩がけ、露岩、散岩及びさんご礁に区分して表示する。

(土がけ)

第 153 条 土がけとは、土砂が崩壊して崖となっている状態をいい、原則として高さ 1.5m 以上、図上長さおおむね 1.0cm 以上のものを表示する。ただし、地域の景況を表すために必要な場合は、この基準に満たないものであっても表示することができる。

2 土がけは、その射影の景況にしたがい、次の各号により表示する。

- (1) 頂部は、2 号線の実線で描き、傾斜を示す部分については、頂部を示す線に接しておおむね最大傾斜の方向に向かって図上 2.5mm の短線を描いて表示する。射影の下端は破線で表示する。
- (2) 頂部と脚部との間の射影の幅が図上 0.5mm 未満の場合は、射影幅を 0.5mm にして崩壁の景況を表示する。
- (3) 崩壁の射影の幅が図上 1.0mm 以上の場合には、適宜の位置に記号（土）を表示する。

(雨裂)

第 154 条 雨裂とは、表土が雨水によって流出した状態をいい、規模の大きなものを土がけの表示で、規模の小さなものを雨裂の記号で表示する。

(洞口)

第 155 条 洞口は、自然に形成されたものについて、その入口を記号で表示する。

(岩がけ)

第 156 条 岩がけとは、岩石地ががけ状となっている状態をいい、その頂部の射影を山型の実線で表示し、傾斜を示す短線は頂部を示す線から最大傾斜方向に、壁面を示す短線は傾斜を示す短線と直角に表示する。傾斜を示す短線は、最大図上 2.5mm を表示し、射影部の下端を破線で表示する。射影の幅が図上 1.0mm 以上の場合には、適宜の位置に記号（岩）を表示する。

(露岩)

第 157 条 露岩とは、一部を地表に露出する岩石をいい、その周縁を不規則な太線で描き、その内側に陰影に擬する不規則な短線を適宜描いて表示する。ただし、斜面にある露岩については、低部の側の線だけ描いて高部の側の線は省略する。

(散岩)

第 158 条 散岩とは、地表に散在する岩石をいい、その景況に従い、平地における露岩の描法に準じて表示する。

(さんご礁)

第 159 条 空中写真上で判読できる程度のものについてその外縁を表示する。

第 12 章 基準点

(基準点)

第 160 条 基準点とは、三角点、電子基準点、水準点、多角点及び標石を有する図根点、公共基準点（三角点及び水準点）及び標高点をいう。

(三角点)

第 161 条 三角点は、一等三角点、二等三角点、三等三角点及び四等三角点を表示する。

2 三角点は、座標数値に基づいて展開した位置に表示する。

3 三角点の記号に付記する標高は、メートル単位とし、小数 1 位（小数 2 位を 4 捨 5 入）までとする。

4 標石に異状が認められる物又は標石が現地において確認できない物は、次の各号による。

- (1) 三角点の柱石に異状（破損、傾斜及び亡失）が認められる場合で、その盤石に異状がないと認められる物については当該三角点の記号及びその標高を表示する。
- (2) 三角点の所在する地点が埋没した場合で、柱石及び盤石に異状がないと認められる物については、当該三角点の記号及びその標高を表示する。
- (3) 三角点の柱石及び盤石が、自然的又は人為的原因により、ともに亡失したことが認められる場合は、当該三角点の記号は表示しない。

（電子基準点）

第 162 条 電子基準点は、基本測量により設置された電子基準点をいい、全て表示する。

（水準点）

第 163 条 水準点は、一等水準点（国道に設置してある地点表に併設した一等水準点を含む。）、二等水準点及び三等水準点を表示する。

2 水準点の記号に適する標高は、メートル単位とし、小数 2 位（小数 3 位を 4 捨 5 入）までとする。

3 水準点の標石が亡失したことが認められた場合は、当該水準点は表示しない。

（多角点及び標石を有する図根点等）

第 164 条 多角点及び標石を有する図根点等は、座標数値に基づいて展開した位置に表示する。

2 多角点及び標石を有する図根点等の記号に付記する標高は、メートル単位とし、小数 1 位（小数 2 位を 4 捨 5 入）までとする。

3 標石に異状が認められる物又は標石が現地において確認できない物については、第 161 条（三角点）第 4 項の規定を準用する。

（公共測量の基準点の表示）

第 165 条 都で管理する基準点及び水準点は、基準点においては第 161 条（三角点）、水準点においては第 163 条（水準点）の規定に準じて表示する。

（標石を有しない標高点）

第 166 条 標石を有しない標高点は、図根点、簡易水準及び標高点等のうち、所要のものを表示する。

2 標石を有しない標高点の記号に付記する標高は、メートル単位とし、小数 1 位（小数 2 位を四捨五入）までとする。

3 標高を表示する点の数は、三角点、水準点及び標高点等を含めて図上おおむね 5.0cm 間隔に 1 点を標準とする。

（図化機測定による標高点）

第 167 条 標石を有しない標高点のうち、図化機測定による標高点の標高数値は、（標石を有しない標高点）に準じて表示する。

第 13 章 注記

第一 通則

（注記）

第 168 条 注記とは、地域、人工物、自然物の固有の名称及び特定の記号のないものの名称及び種類又は状態等を示す説明並びに標高及び等高線数値等を文字又は数字によって表現することをいう。

（注記の表示の原則）

第 169 条 地物等の名称の注記は、現に用いられている公称によるのを原則とし、公称を有しない地物等については、最も

良く知られている通称を用いる。

- 2 公称のほかに著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧をつけて公称と併記する。
- 3 公称と通称を有する場合、公称がほとんど使用されていない地物等にあつては、通称だけを表示することができる。
- 4 建物、鉄道及び場地等の名称で、一般に良く知られている略称を有するもの（ローマ字の頭文字を持って略称するものを含む。）については、第1項の規定にかかわらず、略称によって注記することができる。ただし、特に字数の多い名称でそのまま注記することが不適当と認められるものについては、読解に疑義を生じない範囲で適宜その字数を減じて注記することができる。
- 5 注記は、その対象物との関係位置を定め、かつ、その注記によって重要な地形及び地物等を努めて抹消しないように表示する。
- 6 字列の交差等により、読解に疑義が生じないようにする。

（注記の取捨選択）

第170条 注記の取捨選択は、次の各号による。

- (1) 行政区画の名称は、全て表示する。
- (2) 居住地、河川、湖池、海湾、山地、島、道路、鉄道及び駅（市街地内の停留所を除く。）の名称は、原則として全て表示する。
- (3) その他の地物等の名称については、公共的、歴史的、社会的及び学術的に必要なもの並びにその他説明を要するものについて、用図上の重要度を考慮して注記する。
- (4) 一般の建物等の名称は、用図上重要なもので、他の注記との配置が適切なものについて表示する。
- (5) 一般の建物等の名称は、その主たる用途により表示することを原則とする。用途が複数存在するものは、公共性の高いもの、目標となりやすいものの順に表示する。
- (6) 小規模な一般の建物等で、他の注記対象施設に属するものについては、用図上重要なものについて表示する。
- (7) 小規模な私立美術館等の公共性のある建物は、用図上重要なものについて表示する。

（文字）

第171条 注記に用いる文字は、漢字、かな（平かな及び片かな）、アラビア数字及びローマ字とする。

- 2 漢字は、当用漢字の定めがあるものについては、これを用いるのを原則とする。ただし、固有の名称については、この限りでない。
- 3 かなは、現代仮名遣いを用いるのを原則とする。ただし固有の名称における助字等で、現代仮名遣いによることが不適当である場合は、この限りでない。
- 4 ローマ字は、大文字を用いるのを原則とする。

（書体）

第172条 文字の書体は全てゴシック体とする。

（字形）

第173条 文字の字形は全て直立体とする。

（字隔）

第174条 字隔とは、1個の注記において隣接する文字と文字との間隔をいい、1個の注記の字隔は、全て等間隔とする。また、字隔は、以下の近接字隔、標準時隔及び隔離字画に区分する。

- 2 近接字隔にあつては、文字と文字との間隔を1/4字大以下とする。
- 3 標準時隔にあつては、文字と文字との間隔を1/2字大又は1字大とする。
- 4 隔離字隔にあつては、文字と文字との間隔を1字大又は10字大とする。

（字列）

第175条 字列とは、一個の注記における文字の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。

- 2 水平字列は、文字を図郭下辺に対して平行に配列するものをいう。この場合、各文字は、左方から右方へ向かって読むよ

うに配列（横書）する。

3 垂直字列は、文字を図郭下辺に対して垂直に配列（縦書）する。

4 斜向字列は、水平及び垂直字列以外の配列のもので、その字列が直線のを直線字列、曲線のを曲線字列といい、その字列の図郭下辺に対する傾きが 45° 未満のものは横書き、 45° 以上のものは縦書きとすることを原則とする。

5 地域の注記において、その中央部に水平字列又は垂直字列で注記することが困難な場合は、各文字の方向は、図郭下辺に対して直立となる特殊字列をもって表示することができる。

（助字）

第 176 条 助字の字大は、親字の字大の 60% を標準とする。

2 助字は、横書きの場合、文字の下辺を字列の下辺と一致させ、縦書きの場合、文字の右辺を字列の右辺と一致させる。

3 助字と親字の間隔は、親字の字隔の 60% を標準とする。

（振がな）

第 177 条 振がなは、平かなで記入する。字列が横書きの場合は文字の上方に、縦書きの場合は文字の右側に付し、その字大は 1.5mm とする。この場合、当該漢字と振がなとの間隔は 0.5mm とする。

第二 注記に関する一般規定

（小対象物の注記）

第 178 条 単独的に存在する小対象物の名称等の注記は、その左方又は右方において水平字列によることを原則とし、これによることが困難な場合は、その上方又は下方において垂直字列によって注記する。この場合、注記と地物の間隔は、おおむねその字大の $1/2$ 以内とする。ただし、地物が錯雑し、上記の方法による注記が困難な場合は、注記位置を適宜偏位しても差し支えない。この場合、注記の指示が不明確になるおそれのあるものは、当該地物の中央に指示点を描いて示すものとする。

2 注記の字数が多く、一列に注記することが不適当と認められる場合は、右（上）から左（下）に移行するように二列に分けて注記することができる。この場合、頭部をそろえ、二列の間隔を約 1.0mm とし、その中央線を字列の中心線とする。

（地域の注記）

第 179 条 集団的に存在する地物又は区域の名称等の注記は、次の各号による。

（1）地域（Ⅰ）の注記

行政区画、海湾、湖池及び原野のような広地域の名称等の注記は、その地域の中央位置において水平字列によって注記するのを原則とし、その形状が南北に狭長で水平字列によることが適当でない場合は、垂直字列によって注記する。ただし、海湾及び湖池の名称並びに山地の総呼称等にあつては、その景況により特殊字列によることができる。

（2）地域（Ⅱ）の注記

集団の景況が密であつて、その内側に注記することが困難な場合は、その景況によりその上方又は下方の中央位置において水平字列によって注記する。ただし、上方又は下方に注記することが困難又は適当でない場合は、その右方又は左方のおおむね中央位置に垂直字列によって注記する。

（3）注記の字数が多く一列に注記することが不適当な場合は、右方（上）から左（下）に移行するように二列に分けて注記することができる。この場合、字列の間隔を 1.0mm とし、各列の中央を一致させるものとする。

（線状対象物の注記）

第 180 条 線状対象物の名称等の注記は、次の各号による。

（1）当該図葉の線状対象物のおおむね中央位置に注記するのを原則とする。ただし、同種の線状対象物が錯雑している等のため、その中央位置に 1 個の注記を表示するだけでは、その指示が不明確である場合は、その景況に従い、いくつかの部分に分け、各部分についてその名称を注記する。

（2）線状対象物の注記は、その記号の方向と図郭下辺との傾きが 45° 未満の場合は、その記号の上方（やむを得ない場合は下方）において文字の横字画が記号の方向とおおむね平行するように注記し、その記号の方向と図郭下辺との傾き

が 45° 以上の場合は、その記号の右方（やむを得ないときは左方）において文字の縦字画が記号の方向とおおむね平行するように注記する。

(3) 線状対象物の図上の幅が大きい場合は、その内方のおおむね中央位置に前号の規定を準用する。

(アラビア数字の注記)

第 181 条 アラビア数字の注記は、水平字列によって注記するのを原則とする。ただし、字列の方向が水平でない場合等については、次の各号による。またアラビア数字と他の文字が混在する注記の場合も同様とする。

- (1) 字列の方向の図郭下辺に対する傾きが左廻りに 90° までの場合は、右上がりの横書きとする。
- (2) 字列の方向の図郭下辺に対する傾きが右廻りに 90° までの場合は、右下がりの横書きとする。
- (3) 等高線数値は線の流れに沿って角度を決定し、また、その地形標高が高くなる方向を文字の上側となるようにして表記する。

第三 細則

(注記規定)

第 182 条 注記規定は、注記の対象物とそれに対する字大、字隔等の区別の原則を示したもので、この節において特に規定したもの以外は、全て「東京都デジタルマッピング図式」の注記規定による。なお、都における注記の区分は、以下の各号による。

- (1) 市・東京都の区名
- (2) 町村名
- (3) 市町村の飛地名
- (4) 大字・町(丁)名
- (5) 小字名
- (6) 通り名
- (7) 道路路線名
- (8) 坂・峠・道路施設・インターチェンジ名
- (9) 鉄道路線名
- (10) 操車場・信号所・鉄道施設名
- (11) 橋名
- (12) トンネル名
- (13) 建物名（一般）
- (14) 建物名（病院）
- (15) 建物名（警察）
- (16) 建物名（消防）
- (17) 建物名（郵便）
- (18) 建物名（駅舎）
- (19) 建物名（役所）
- (20) 建物名（学校）
- (21) 建物名（NTT 等通信事業会社）
- (22) 小物体名（高塔・灯台・坑口・記念碑・鳥居・輸送管）
- (23) 水部名（河川・湖沼等）
- (24) 水部に関する構造物名（せき・ダム等）
- (25) 場地（公園・運動場・牧場等）
- (26) 植生名
- (27) 山地名
- (28) 基準点名

(29) 説明注記

(行政区画の注記)

第 183 条 行政区画の注記は、市町村及び区の名称を注記し、都・県の名称は注記しない。

2 市・区等の当該図葉に含まれる図上の面積が狭小な場合は、その名称の注記字大を適宜小さくして注記することができる。

(居住地の名称)

第 184 条 居住地の名称は、大字・町（住居表示による〇〇丁目を含む。）、小字、通り及び総称に区分して注記する。

2 大字・町・丁目及び小字は、注記規定の字大に従ってゴシック体で注記し、次の各号による。

(1) 居住地が一大字、一小字で、どちらも同呼称の場合は、大字だけを注記する。

(2) 大字の中に二か所以上の小字があり、その一つが大字と同呼称の場合は、小字名をそれぞれの位置に注記し、大字名を規定の位置に注記する。

(3) 小字が以前に属していた旧行政名をそれぞれの名称の頭部に付加している場合は、その付加している部分を切り離し、注記規定に従って、ゴシック体で注記することができる。この場合、切り離れた部分を総称という。

3 小字名・市街地の小地名・通り又は丁目の地区の形状が狭長なもの及び大字名の地区の形状が格子状に区画整理されたもので、第 180 条（線状対象物の注記）の規定を準用することができる。

(建物及び小物体の名称)

第 185 条 建物及び小物体の名称は、第 178 条（小対象物の注記）の規定を準用する。ただし、工場又は学校等で建物が集団している場合は、（地域の注記）の規定による。

2 建物及び小物体で説明的な注記を付することが必要と認められる場合は、注記規定に従って説明注記する。

3 建物は、固有の名称を注記する。ただし、建物の性格及び読解に疑義が生じない範囲で適宜字数を減じて注記することができる。

(例)

東京入国管理局東京港出張所 東京入管（出）

日本大学高等学校 日大高校

國學院大学久我山中学校・高等学校 国学院久我山中・高校

東京都立西高等学校 都立西高校

（公立高校については、〇立〇〇高校とする。）

杉並区立高井戸第二小学校 高井戸第二小学校

（幼稚園・保育園・小学校・中学校については、国公私立等の表記はしない。）

住宅供給公社中目黒住宅 公社中目黒住宅

都営住宅弦巻五丁目アパート 都営弦巻五丁目アパート

（都営住宅については、都営〇〇アパートとする。）

警視庁赤坂警察署 赤坂警察署

三菱重工業株式会社品川製作所 三菱重工品川製作所

世田谷区中央農協用賀支店 JA 用賀支店

隅田川漁業協同組合 隅田川漁協

4 対象物が地点の場合でも、歴史的又は学術的に重要な場合、その地点に指示点を付し、第 178 条（小対象物の注記）の規定によることができる。

(基準点の標高)

第 186 条 三角点、電子基準点、水準点及び標高点の標高数値は、水平字列により記号の右方に注記するのを原則とする。

ただし、地物を抹消するおそれのある場合は、記号の左方又は上方に適宜移動して注記することができる。

(現地の名称)

第 187 条 現地の名称は、第 179 条（地域の注記）の規定によるのを原則とする。ただし、図上の面積が狭小のためこれに

よることが適当でない場合は、第 178 条（小対象物の注記）及び第 180（線状対象物の注記）の規定によることができる。

2 現地のうち、説明的な注記を付することが適切な場合は、注記規定表に従って括弧を付し、説明注記する。

（例）

道路、鉄道の建設中 （建設中）

大規模な宅地造成及び耕地整理 （宅地造成中）（耕地整理中）

河川改修工事等 （工事中）

大規模な工場敷地用地 （工場用地）

大規模な建物の建築中 （建築中）

小規模な建物の建築中 （建）

（道路等の名称）

第 188 条 国道、都道、県道及び自動車専用道路の名称等は、第 180 条（線状対象物の注記）の規定に準ずるが、次の各号に該当する場合は、各号に従って注記する。

（1）国道、主要地方道及び都道は、路線番号及び古くから呼称されている著名な街道名を、前者は「国道〇〇号」（数字はアラビア数字の全角）、後者は「〇〇街道」「〇〇往還」等と注記し、両者を併記する場合は、後者を括弧で囲んで連書する。また、アラビア数字を含む国道の注記は、道路の方向に関係なく横書きとし、字隔も全文字列で一定とする。

（例）

国道 20 号（甲州街道）

主・地 311 号環状八号線（環八通り）

都道 107 号東京・川口線

（2）公団道路及び自動車専用道は、一般名称を表示する。また、固有の名称を有しないものは、単に「自動車専用道」又は「高速自動車道」等と注記する。また、アラビア数字を含む場合は、前号の国道の規定に準ずる。

（3）高速道路のインターチェンジ等は、次の例に準じて略称を注記する。

（例）

大井インターチェンジ 大井 IC

川口ジャンクション 川口 JCT

海老名サービスエリア 海老名 SA

港北パーキングエリア 港北 PA

（4）国道・主要地方道・都道は、同一路線について図郭内に路線名称を 3 か所表示することを原則とする。この場合、両端に表示するものは省略形で表示する。図郭内の路線の長さが十分に無い場合は、そのつながりが半読できる範囲で 1 か所又は 2 か所の表示とする。

（坂、峠、橋及びトンネル等の名称）

第 189 条 坂、峠及び橋等の名称は、第 180 条（線状対象物の注記）の規定による、ただし、その図上の長さが短小である場合は、第 178 条（小対象物の注記）の規定による。

2 トンネルの名称は、坑口を結ぶ線と字列の中心を一致させ、第 180 条（線状対象物の注記）の規定による。ただし、その長さが短小である場合は、坑口を結ぶ線を基準として、第 178 条（小対象物の注記）の規定による。

3 トンネルが隣接図にまたがる場合及び同一図葉内であっても極めて長い場合は、第 178 条（小対象物の注記）の規定により、トンネル出入口に「〇〇トンネル」等と注記する。

（鉄道の名称）

第 190 条 鉄道は、固有の名称に従って注記する。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不適当と認められるものについては、読解に疑義を生じない範囲で適宜その字数を減じ、又は略称を用いて注記することができる。なお、JR〇〇線を注記する場合、JR の字隔は、横書きの場合は字隔なしとし、縦書きの場合は近接字隔とする。

（例）

東日本旅客鉄道青梅線

JR 青梅線

東海旅客鉄道東海道新幹線	JR 東海道新幹線
東京急行電鉄東横線	東急東横線
京浜急行電鉄湘南線	京浜急行湘南線
東京地下鉄銀座線	東京メトロ銀座線
東京都交通局三田線	都営地下鉄三田線
東京都交通局荒川線	都電荒川線
小田急電鉄小田原線	小田急小田原線
京王電鉄井の頭線	京王井の頭線
東京臨海新交通臨海線	ゆりかもめ
東京臨海高速鉄道臨海副都心線	りんかい線

(駅の名称)

第 191 条 駅の名称は、全てを注記するものとし、固有の名称を冠して「○○駅」と第 178 条（小対象物の注記）の規定により、漢字で注記する。貨物駅、操車場及び信号所の名称は、その景況に従い、第 179 条（地域の注記）の規定又は第 178 条（小対象物の注記）の規定によって注記する。なお、地下鉄の駅の名称については、原則として独立した出入口に対して注記するものとする。

(河川の名称)

第 192 条 河川の名称は、その長さ等により区分し、第 180 条（線状対象物の注記）の規定による。

- 2 河川が部分的な名称を有する場合は、部分の名称を括弧で囲み、そのおおむね中央位置に総呼称名と連書して注記する。
- 3 図葉に河口だけが表示されている場合は、注記規定表の字大により、第 178 条（小対象物の注記）の規定によることができる。

(運河及び用水路等の名称)

第 193 条 運河及び用水路等の名称は、前条の規定を準用する。

(せき、ダム、水門及び滝等の名称)

第 194 条 せき、ダム、水門及び滝等の名称は、規模に応じて、第 178 条（小対象物の注記）又は第 179 条（地域の注記）の規定による。

(海湾の名称)

第 195 条 海湾の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内湾に限り、その形状及び広さ等に従って、第 179 条（地域の注記）又は第 180 条（線状対象物の注記）の規定による。

(山岳、丘及び塚等の名称)

第 196 条 山岳、丘及び塚等の名称は、その対象となる形状、面積及び高さ等により、第 178 条（小対象物の注記）又は第 179 条（地域の注記）の規定による。

(谷及び沢の名称)

第 197 条 谷及び沢の名称は、第 180 条（線状対象物の注記）の規定により、その字列の中心が谷線上にあるように注記する。ただし、流水がある場合、第 192 条（河川の名称）の規定を準用することができる。

(等高線の標高値)

第 198 条 等高線の標高値は、地形の読解を助けるために表示し、基準点を含めて図上 10.0 cm に 10 個を標準とする。

- 2 等高線の標高値は、これによって地形の表現が妨げられるおそれのない計曲線又は補助曲線上の箇所に表示する。
- 3 等高線の標高値は、当該部分の等高線を間断し、その間に字列の中心線をおおむね等高線と一致させて、アラビア数字で注記する。

第 14 章 整飾

第一 通則

(整飾)

第 199 条 整飾とは、図郭及び東京都地形図の読解に必要な事項等を図葉の周囲に表示し、その内容及び体裁を整えることをいう。

(装飾の表示事項)

第 200 条 図郭は、内図郭及び外図郭とし、これらの間には、座標値及び隣接図葉名を記載する。

2 外図郭の外方に記載する所事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 図名
- (2) 接合図
- (3) 行政区画図
- (4) 地図記号の凡例
- (5) 使用写真、測量年次及び作業機関の表示
- (6) 縮尺
- (7) 発行者名等
- (8) その他特に必要な説明事項

第二 細則

(内図郭)

第 201 条 内図郭は、図葉の区画線をいい、一条の 2 号線で描示する。

(外図郭)

第 202 条 外図郭は、内図郭の外に 15.0mm を隔てた位置と、これに平行で 1.0mm 外側の位置に二条線をそれぞれ太さ 0.5mm で描示する。

(図名)

第 203 条 図名とは、図葉の整理番号及び東京都地形図の各図葉の名称で、次の各号をもって表示する。

- (1) 名称
各図葉の名称を表示する。
- (2) 図葉番号
アラビア数字で東京都全域を整理した番号及び国土基本図に用いられる番号を図葉番号として表示する。

2 図名は、上辺外図郭の中央と左辺外図郭の上隅に、次の各号によって記載する。

- (1) 上辺外図郭の中央に表示する名称は、外図郭二条線の外側線から 15.0mm を隔てて、字大 20.0mm、字隔 5.0mm で記載する。
- (2) 上辺外図郭外の左上隅に表示する図葉番号には、上辺外図郭二条線の外側線から 5.0mm 隔て字大 10.0mm、字隔 5.0mm で記載し、さらに上辺外図郭二条線の外側線から 20.0mm 隔てて「1:2,500 東京都地形図」を字大 7.0mm で冠して記載する。

(図郭間隣接図葉の図葉番号及び名称)

第 204 条 図郭間隣接図葉の図葉名は、内図郭と外図郭との間において、上下左右の中央に字大 5.0mm、字隔 5.0mm の直立等線体で記載する。ただし、隣接図葉が未着手の場合は、カッコ書きで表示するものとする。

(図郭座標の注記)

第 205 条 座標値の注記は、内図郭の 4 隅の点にアラビア数字（字大 2.0mm 直立等線体）で記載する。この場合、座標系原

点を通る Y 軸を境に上方の X 座標値には+記号を、下方の X 座標値には-記号を冠し、座標原点を通る X 軸を境に右方の Y 座標値には+記号を、左方の Y 座標値には-記号を冠する。

2 座標値は、km 単位として常に小数 1 位まで記載するものとする。

(接合図)

第 206 条 接合図は、当該図葉が隣接する図葉の名称を表示するものとし、上辺外図郭の右上隅に上辺外図郭の外縁から 3.0mm 隔てた位置に記載する。その大きさは、1 図葉分を横 16.0mm 縦 12.0mm として、当該図葉を含めた隣接 9 図葉分を表示する。

2 注記の字大は、名称を字大 3.0mm、字隔 1.0mm、図郭番号を字大 2.0mm、字隔 1.0mm の直立等線体で表示する。ただし、未測地の区画名はカッコ書きで表示する。

3 当該図葉を示す斜線は、その図葉の図化区域が一図葉全面に満たない場合又は延伸部がある場合においても、一図葉全面に表示する。

(行政区画図)

第 207 条 行政区画図は、当該図葉における行政区画の概要を表示するものとし、上辺外図郭外の左上に上辺外図郭の外縁から 3.0mm、接合図の右边から 5.0mm 隔てた、横 40.0mm 縦 30.0mm の四角形に記載するものとする。都・県・市・区の境界は、図式に規定する 1/2 の大きさ及び線号で表示し、それぞれの区画の中央位置にそれらの名称を整飾図例により記載する。この場合、都・県を字大 4.0mm、字隔 2.0mm、市・区を字大 2.5mm、字隔 1.25mm とする。

2 当該図葉に未定の境界がある場合は、行政区画図内の境界未定部分の中央位置に、字大 2.0mm の直立等線体で（境界未定）と記載する。

3 行政区画図には、海岸線、島及び湖岸線（大きいもの）は、実線で表示するが、河川及び池等は、表示しない。

4 未測部がある場合は、区分線を 2 号線で記入する。

(地図記号の凡例)

第 208 条 地図記号の凡例は、東京都地形図に表示されている記号を一括して示すもので、右边外図郭の右側に表示する。

(使用写真及び測量年次の表示)

第 209 条 使用写真及び測量年次（暦年）は、下辺外図郭二条線の外側線から 2.0mm を隔ててこれと平行に、その首字が左辺内図郭を延伸した位置から始まるように記載する。

2 図郭の延伸によって外図郭外に記載する諸事項を規定の位置に表示できない場合は、適宜その記載位置を転位又は省略することができる。

(縮尺)

第 210 条 縮尺は外図郭下辺の中央に表示する。

(発行者名等)

第 211 条 発行者名等の記載は、下辺外図郭二条線の外側線から 3.5mm 下方に「東京都都市整備局」と字大 3.5mm で記載して、文字の最後尾が、外図郭右辺の二条線の外側線を延伸した位置で終わるように表示する。また、「著作権所有者」の文字を字大 2.5mm、字隔 1.25mm で「東京都都市整備局」の頭に 5.0mm 離して冠する。さらに、「許可無く複製を禁ずる」の文字を下辺外図郭二条線の外側 10.0mm 下方に字大 2.0mm、字隔 1.0mm で表示する。

(その他特に必要な説明事項)

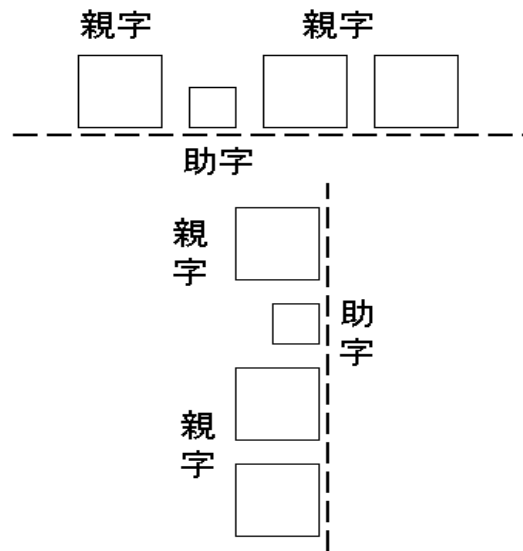
第 212 条 その他、特に必要な説明事項は、下辺外図郭の右方に記載する。

第15章 付録

第一 注記

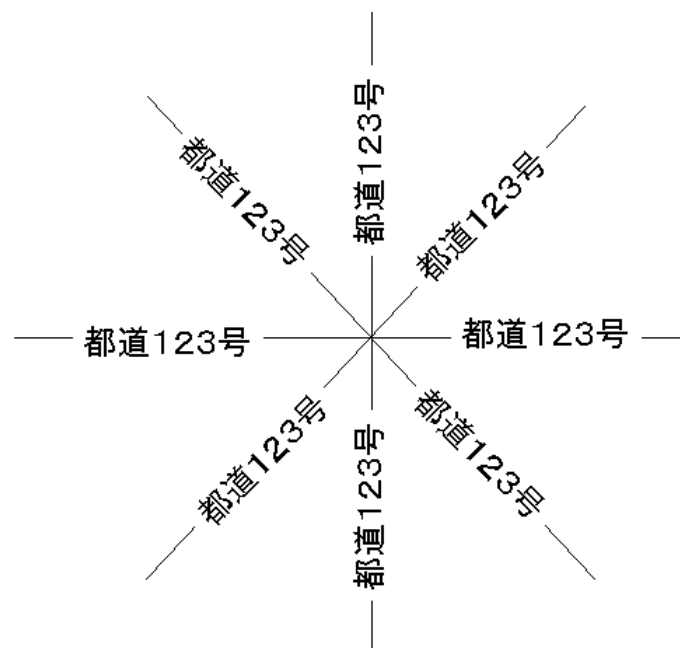
(1) 助字の揃えについて

- ・横書きの場合、文字の下辺を字列の下辺と一致させる。
- ・縦書きの場合、文字の右辺を字列の右辺と一致させる。

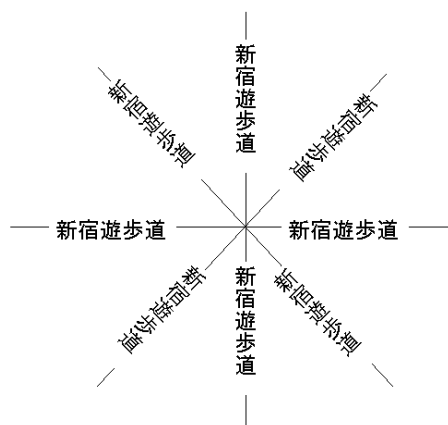


(2) アラビア数字を含む注記（道路名称等）の向きについて

- ・必ず横書きとする。



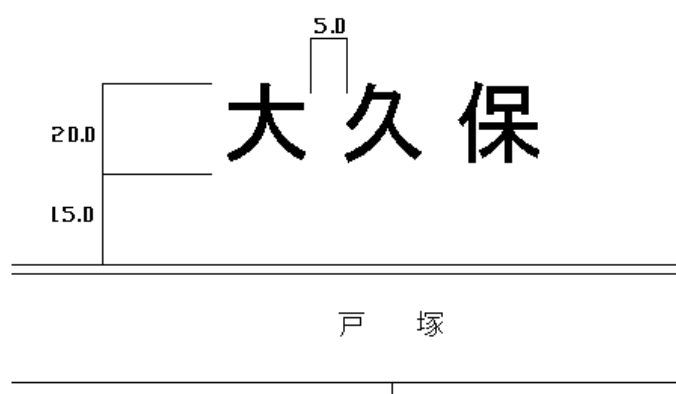
(3) 斜向字列における注記の横書き、縦書きの処理について



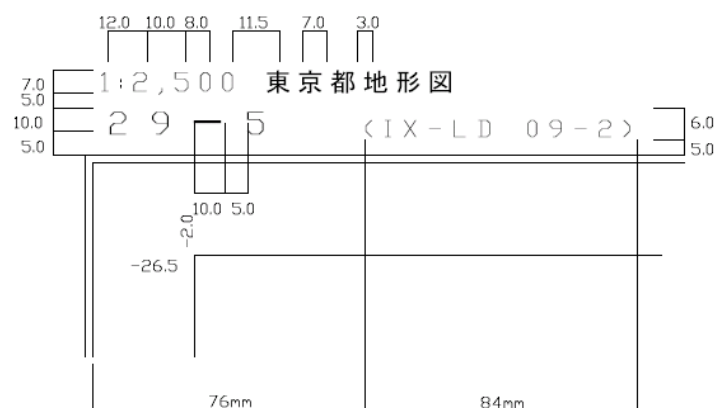
第二 整飾

(1) 図名は以下のように配置する。

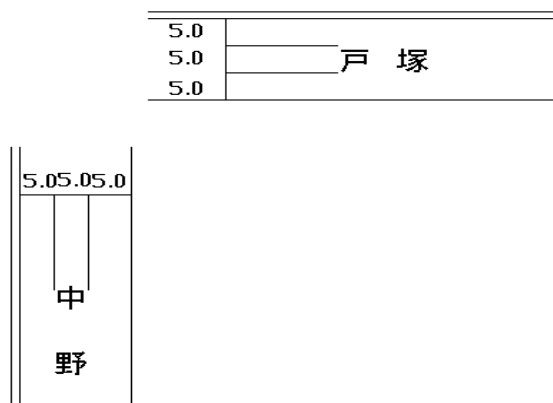
- ・上辺外図郭の中央に表示する図名(字は縦・横同寸法)
- ・文字の太さは1.0mmとする。



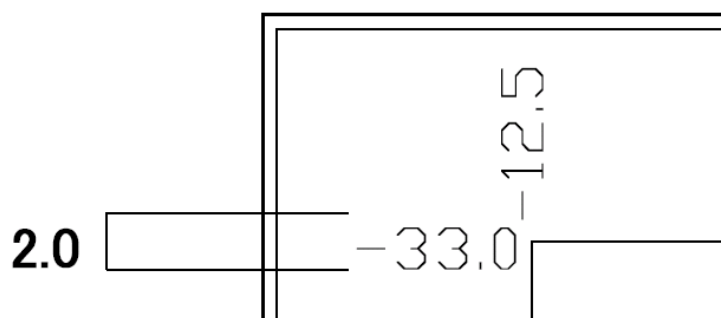
- ・上辺外図郭外の左上隅に表示する図名
- ・文字の太さは「1:2,500 東京都地形図」と国土基本図番号の「(IX-LD042)」については0.5mmの10号線、東京都の番号「20-20」については1.0mmとし、番号が1桁の場合は左詰とする。



- (2) 図郭間隣接図葉の図葉名は以下のように配置し、文字の太さは0.3mmの6号線とする。

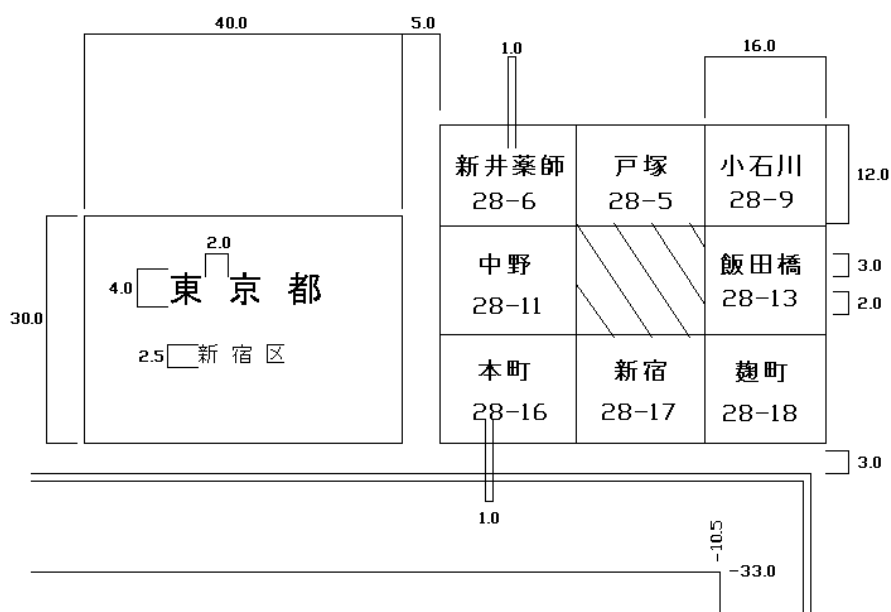


- (3) 図郭座標の注記は以下のように配置する(平成6年国土基本図式と同様)。



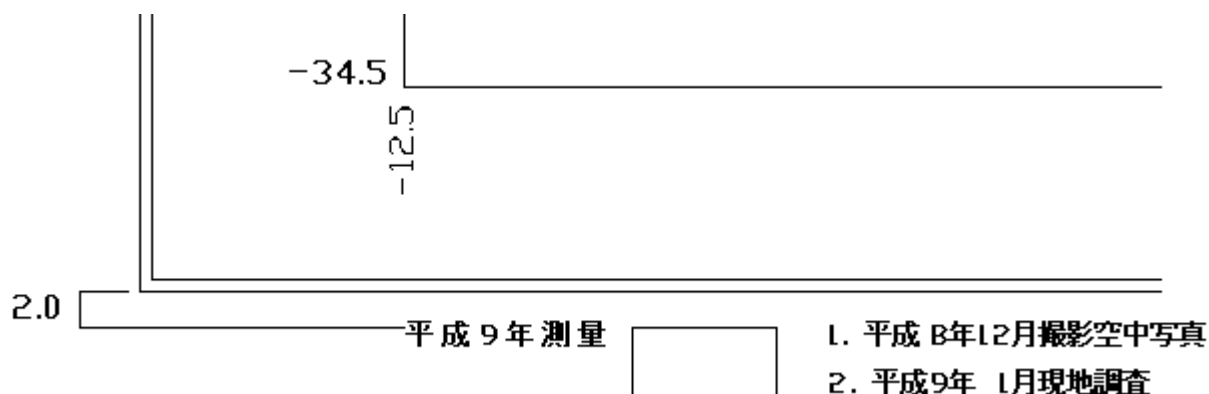
- (4) 行政区画図、接合図は以下のように配置する。

・行政区画図、接合図の図郭線は0.15mmの3号線、文字の太さは平成6年国土基本図式と同様



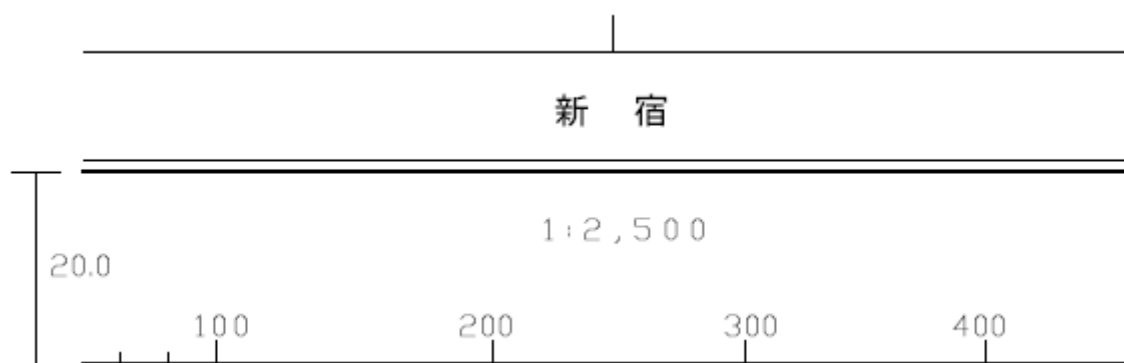
(5) 使用写真及び測量年次は以下のように配置する。

・文字の大きさ、線号及び間隔は平成6年国土基本図式と同様



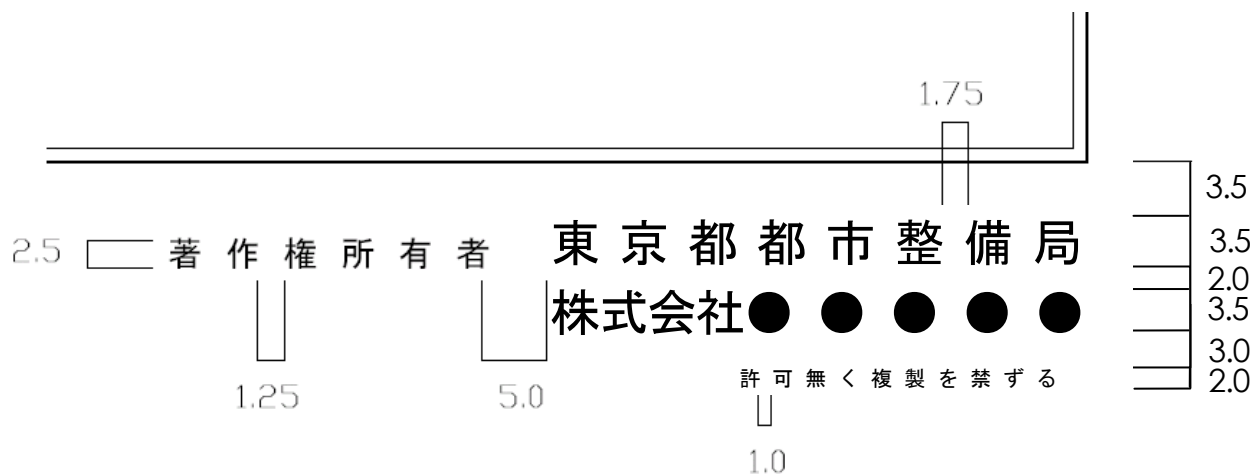
(6) 縮尺は以下のように配置する。

・文字の太さは縮尺値が0.25mmの5号線、目盛数値が0.1mmの2号線とする。



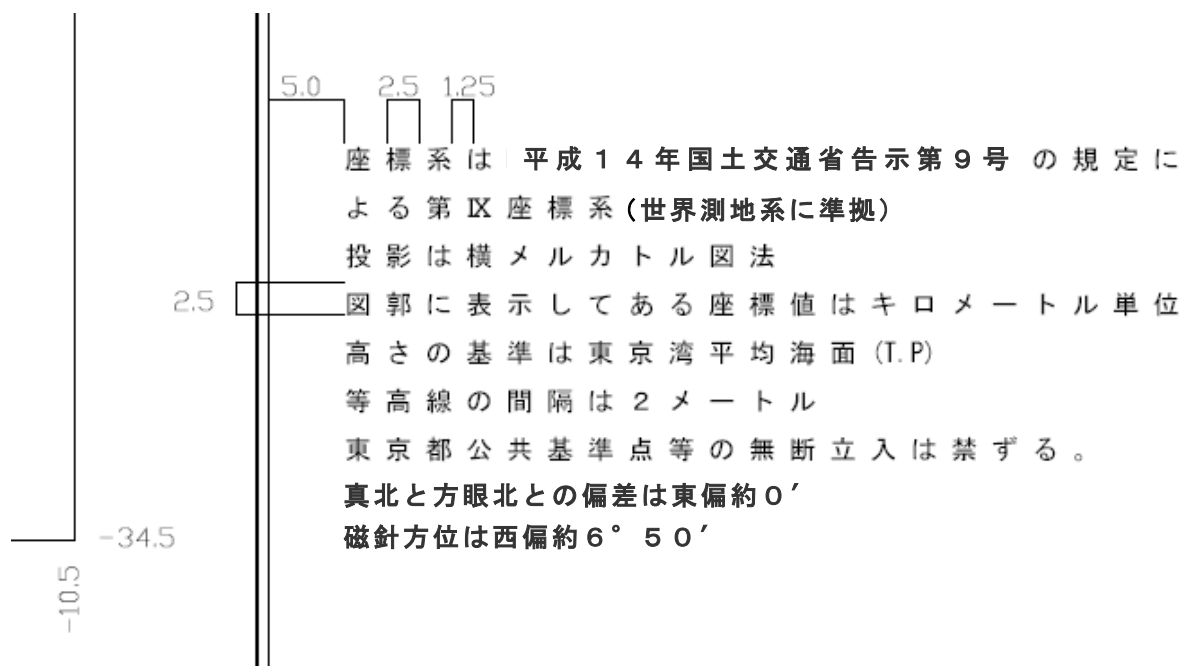
(7) 発行者名等は以下のように配置する。

・文字の大きさ、線号及び間隔は平成6年国土基本図式と同様



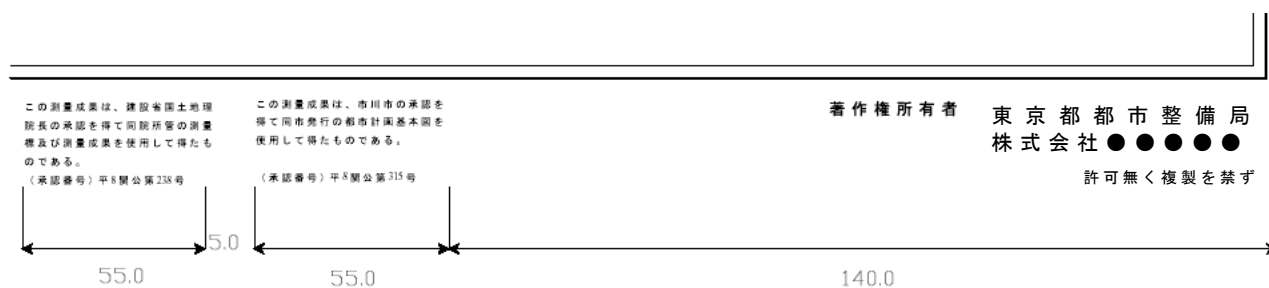
(8) 座標系等の説明

- ・文字の大きさ、線号及び間隔は平成6年国土基本図式と同様



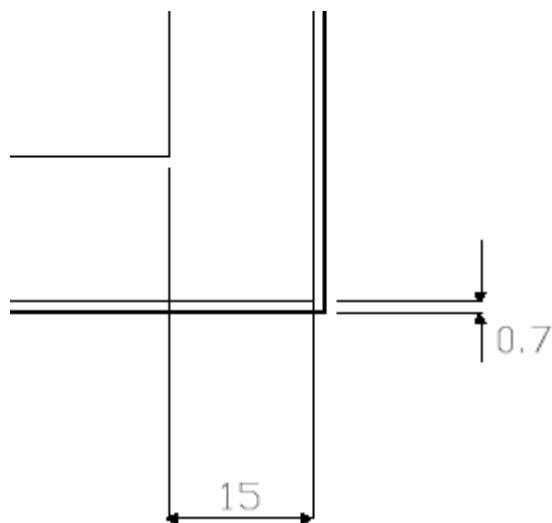
(9) 使用承認等

- ・文字の大きさ、間隔は(8)と同じ。



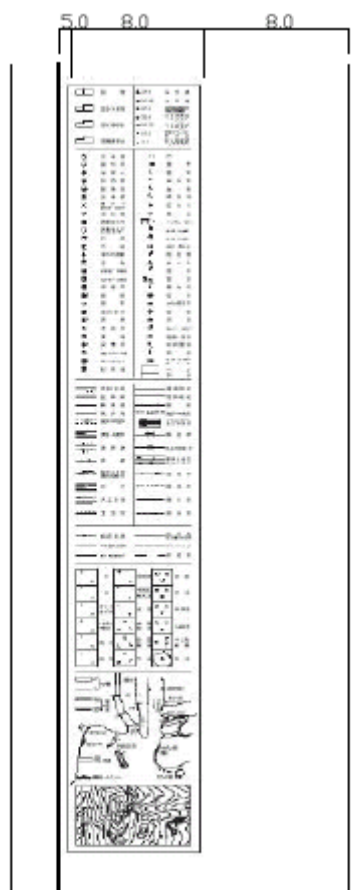
(10) 図郭線

- ・内図郭線は0.1mmの2号線で表示し、外図郭線は0.5mmの10号線2本を下図のように表示する。



(11) 地図記号の凡例

- ・地図記号の凡例の配置は下図のような配置にする。凡例内容は次頁整飾例を参照
- ・図式等に変更があった場合は、適宜修正を行う。



(右上に続く)

	真 幅 道 路		普 通 鉄 道
	庭 園 路		路 面 の 鉄 道
	徒 歩 道		モ ノ レール
	高 速 道 路		特 殊 軌 道 (新 交 通)
	歩 道 ・ 分 離 帯 など		索 道
	横 断 歩 道 橋 道 路 の 雪 覆 い 等		プ ラ ッ ト ホーム 及 び 跨 線 橋
	並 木		モ ノ レール 橋 脚
	人 工 斜 面		地 下 街 ・ 地 下 鉄 等 出 入 口
	土 堤 等		鉄 道 及 び 道 路 の 橋 ・ 高 架 部
	区 域 界		鉄 道 の 雪 覆 い 等
	植 生 界		停 留 所
	耕 地 界		送 電 線
	都 ・ 県 界		郡 ・ 市 ・ 東 京 都 の 区 界
	町 ・ 村 ・ 指 定 都 市 の 区 界		大 町 字 目 界

田	...	芝地	はい松地
畑	...	広葉樹	しの地 (松地)
桑畑	...	針葉樹	やし科 樹林
茶畑	...	竹林	湿地
果樹園	...	園庭	
その他の 樹木畑	...	荒地	

